

土 木 委 員 会 記 録

< 第 3 号 >

平成22年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成22年3月17日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土 木 委 員 会 記 録<第 3 号>

---

### 開会の日時

年月日 平成22年 3 月 17 日 水曜日  
開 会 午前10時 3 分  
散 会 午後 5 時30分

---

### 場 所

第 3 委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第20号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 2 乙第21号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 3 乙第22号議案 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例
- 4 乙第23号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 5 乙第32号議案 訴えの提起について
- 6 乙第35号議案 県道の路線の認定及び廃止について
- 7 陳情平成20年第68号、同第115号、同第133号、同第138号、同第152号、同  
第160号、同第183号、同第185号、同第202号の 2、陳情平成21年第18号、同  
第24号、同第35号から同第37号まで、同第74号の 4、同第76号、同第90号、  
同第109号、同第118号、同第119号、同第134号、同第135号、同第140号、同  
第157号、同第158号、同第165号、同第166号、同第168号、同第172号、同第  
174号の 3、同第181号、同第188号、同第191号の 3、同第194号の 2、陳情  
第 3 号及び陳情第48号の 2
- 8 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

|     |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 委員  | 長 | 當 | 山 | 眞 | 市 | 君 |
| 副委員 | 長 | 照 | 屋 | 大 | 河 | 君 |
| 委員  |   | 新 | 垣 | 良 | 俊 | 君 |
| 委員  |   | 嶺 | 井 |   | 光 | 君 |
| 委員  |   | 池 | 間 |   | 淳 | 君 |
| 委員  |   | 新 | 垣 | 哲 | 司 | 君 |
| 委員  |   | 高 | 嶺 | 善 | 伸 | 君 |
| 委員  |   | 嘉 | 陽 | 宗 | 儀 | 君 |
| 委員  |   | 新 | 垣 | 安 | 弘 | 君 |
| 委員  |   | 大 | 城 | 一 | 馬 | 君 |
| 委員  |   | 平 | 良 | 昭 | 一 | 君 |
| 委員  |   | 吉 | 田 | 勝 | 廣 | 君 |

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 土 木 建 築 部 長           | 仲 田 文 昭 君   |
| 土 木 企 画 課 長           | 喜 瀬 普 一 郎 君 |
| 参 事 兼 技 術 管 理 課 長     | 比 嘉 和 夫 君   |
| 道 路 街 路 課 長           | 新 里 末 守 君   |
| 道 路 管 理 課 長           | 前 泊 勇 栄 君   |
| 港 湾 課 長               | 神 田 豪 君     |
| 空 港 課 長               | 与 那 覇 義 博 君 |
| 都 市 計 画 ・ モ ノ レール 課 長 | 儀 間 真 明 君   |
| 建 築 指 導 課 長           | 當 銘 健 一 郎 君 |
| 住 宅 課 長               | 渡 久 山 盛 清 君 |
| 企 業 局 長               | 宮 城 嗣 三 君   |

○**當山眞市委員長** ただいまから、土木委員会を開会いたします。

乙第20号議案から乙第23号議案まで、乙第32号議案、乙第35号議案の6件、陳情平成20年第68号外35件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第20号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** お手元の冊子、平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）により、順次御説明申し上げます。

60ページをお開きください。

乙第20号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、宮古空港駐車場の駐車料を徴収する根拠を定めるため、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としては、宮古空港の駐車場の供用時間、駐車料金徴収に関する宮古島市への権限移譲及び駐車料を規定するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○**与那覇義博空港課長** それでは、提案しています乙第20号議案沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず、条例改正の主なポイントですが、1点目は宮古空港の駐車場を有料化するため、駐車料に関する規程を定めるものであります。2点目としましては、空港法の改正に伴い、これまで法律上は飛行場とされてきてきた公共用の飛行場が空港とされたために、字句を改正するものであります。3点目は、字句の定義を統一するための改正であり、現行条例で航空機の重量が着陸用の算定において、最大離陸重量として整理していますので、今回の改正において重量の定義を統一するものであります。

続いて、宮古空港駐車場の有料化について御説明いたします。宮古空港においては、平成9年ごろから駐車場の常時混雑が発生しております。配付資料の1ページ目、改正の定義及び必要性というところがございます。宮古空港内の

駐車場については、長時間の駐車に起因して、空港への送迎等の短時間利用車が駐車できない状況が日常化していると、そういうことから、駐車場の適正管理及び利用者の利便性向上を目的として、同空港内の駐車場を有料とするため、有料化する駐車場の位置及び駐車料金を規定する必要があるということでございます。ちょっと繰り返しになりますが、2番目としては、空港整備法が空港法に改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるということでございます。改正案の概要としましては、宮古空港内駐車場の供用時間及び関連規定を定めると、2番目としまして、宮古空港内駐車場の駐車料金の徴収に関する事務を宮古島市に委譲するため、事務処理の特例について規定すると。3番目としまして、宮古空港駐車場料金の規定を定めるということです。4番目としまして、その他所要の改正を行うということでございます。施行期日は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日としたいと。改正の内容となる事項は、国土交通大臣の認可を要するものであることから、当該認可の前に条例を公布することはできないということでございます。根拠法令としましては、地方自治法に基づくものでございます。

以上が概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありますか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** ちょっとよく意味がわからないのですけれども、この航空機の重量という場合、最大離陸重量と離陸重量または着陸重量とは違うのですか、一緒ですか。

○**与那覇義博空港課長** 離陸重量または着陸重量と表現していたものを、最大離陸重量として表現の統一を図っているということでございます。

○**吉田勝廣委員** 字を見ればわかります。僕が言っているのは、最大離陸重量と離陸重量または着陸重量というものは違うのですかと聞いているのだよ。

○与那覇義博空港課長 違います。読んでのとおりでございますが、離陸していくときには燃料を一応積んでおりまして、ですから一般的には重いということで、着陸時には燃料等が少なくなっておりますから、一般的には軽くなっております。

○吉田勝廣委員 そうすると、大体何トンぐらい違うの。油の分だけ違うのですか。例えば、軍事空港とか空港をつくるときに、高加速で突っ込んでくるから、突っ込んでくる風とかありますよね、重力とかバチミカスから、その辺の離陸と全然違う感じがするけれども、そのような計算をして滑走路をつくったりなんかしますよね。だから、何トンぐらい違うのかと思うと、油の量だけではないと思うのだけれども。空港課長、具体的にわからなかったらいいですよ。わからないでしょう。

○与那覇義博空港課長 今、細かい資料を持ち合わせておりません。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 3点ほど聞きたいのですけれども、これはいつからの施行になりますか。

○与那覇義博空港課長 平成22年7月1日を一応予定しております。

○高嶺善伸委員 別紙3の資料によると、宮古空港駐車場有料化に関する懇話会としては、有料化は必要であるということで回答しておられるようで、地元理解を得られているのではないかと思います。意見募集もあったようですが、意見の中でも、主だった反対や懸念の意見はございませんでしたか。

○与那覇義博空港課長 いわゆるパブリックコメントとしまして、住民意見を平成21年12月1日から31日までの1カ月間実施しております。意見の内容ですが、その中で男性が10名、女性が3名、合計13名から意見が出されておりました。有料化に肯定的な意見が9件、否定的な意見が3件、どちらでもないものとして1件となっております。否定的な意見の内容としましては、有料化により、新たに生じる料金負担への不満や、有料化以外の改善措置を求めています。肯定的な意見の中でも、短時間駐車については無料を求める意見もありま

した。

○高嶺善伸委員 大体、今まで無料であったために、夜間駐車とか放置状態駐車等があつて、必要な駐車スペースが確保できなかったということもあつて、肯定的な意見が多くなり、宮古空港駐車場有料化に関する懇話会もそういう意見になったと思います。それで、今この計画平面図（案）を見たところ、無料駐車スペースというものも確保はされているのですか。

○与那覇義博空港課長 一般駐車に関して、無料スペースはございません。

○高嶺善伸委員 そうすると、やはり出入り業者とか、レンタカーであるとかそういう関係の業界からは、無料スペースを確保するように要請もあつたようですけれども、この辺の調整はどうになりましたか。

○与那覇義博空港課長 宮古空港駐車場有料化に関する懇話会の中には、レンタカー会社の代表者も入っておりまして、その中で、レンタカー関連のスペースを何とか設けてもらえないかという要望はありました。ただ、現在の駐車場の中で、我々が承知している中では1000台ほどのレンタカー台数があると。そういう中で、この駐車場で受け渡し等もされている現実もあるものですから、そういうもの等を踏まえまして、レンタカーの送迎車両、空港から会社までの送迎専用のスペースを10台ほど確保しております。レンタカーを駐車する場合は、一般車両の扱いとなっております。

○高嶺善伸委員 最後に、計画平面図（案）を見ると発券機1機、精算機2機ということで、無人駐車場となっておりますが、最終的に年間の収支見通しというものは、どう予測しておられますか。

○与那覇義博空港課長 我々が試算している中では、収入は2300万円ほど、支出も大体同程度を見込んでおります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 この利用者数は、今トータルで幾らですか。大体、一日何台ぐらいというものは予測していますか。

○与那覇義博空港課長 現在の宮古空港の1日当たりの便数が、約40便ほどあります。年間にして、108万人ほどの利用客がおりまして、駐車場としましては、1日当たり約1000台の利用があります。

○嘉陽宗儀委員 この駐車料金の決め方ですけれども、これは1時間につき100円と書いてあるけれども、9時間を超えて10時間たったら1000円とか、これは頭打ち料金制度はないのですか。

○与那覇義博空港課長 1時間当たり100円上がっていく中で、1泊しますと1000円という上限は設けております。具体的に言いますと、1000円を上限にしまして、1泊してまた次に24時間が過ぎましたら、同じように100円ずつを加算していくと。2泊になると、2000円という料金設定をしております。

○嘉陽宗儀委員 昼間の利用だけだったら、ちょっと那覇市まで行ってくる間、何時間と決めて、それで余分な不必要な駐車については問題であるけれども、必要の範囲内であれば、あとはついででもいいのではないかと思ったものだから。こういう議論はしなかったのですか。要するに、違法駐車を取り締まるという意味はよく理解できるから、これはいいですよ。ただ、例えば宮古から那覇市や八重山地域に行ってくる間についての本来空港が備えなければならない便宜性とか、これを考えたらそれは多少配慮してもいいのではないかと思うものだから。これは検討しなかったのですか。

○与那覇義博空港課長 長時間利用といいますか、空港、飛行機を利用する方の中で、今おっしゃるとおり、帰ってきてという中での話だと思いますが、ただ駐車場を管理していく中で、この辺の区別というものは、乗る人、迎えにくる人、その辺の区別ができない側面があるものですから、そういうもの等を含めて、那覇空港等でも1泊につき1000円という上限を設けて、これは空港を利用する人、出迎えする人という区別の種類をやっているものですから、この辺を踏まえまして、私どももそういう形で考えております。

○嘉陽宗儀委員 これは運用して改善する必要がある—今スタートだから、まだ安くつかないものもあるでしょうから、運用の中で必要だという声が出てくれば、改善すべきだと思いますけれども、那覇空港の場合には、ちょっといろいろ改善すべき問題がありますよね。それはそういうことで、運用してから検

討すべきことだと思えます。それから先ほど、吉田委員の質疑に対して、ちょっと答弁がよくわからなかったけれども、宮古空港を利用している航空機の重量は幾らですか。

○与那覇義博空港課長 最大の機種としましては、ボーイング737型が就航しております。重量は133.8トンとなっております。

○嘉陽宗儀委員 さっき離陸するときと着陸するときの重量の問題で、幾らかと聞いたけれど、トン数があれば計算ができるでしょう。これが主要のテーマではないからあれだけでも、県議会だからね。そういう場合には、重力加速度の計算があるはずだから、エレベーターが上がるときも下がる時も重量は違うのだから。重力加速度で計算すればちゃんと出てくるのだから、ボーイング737型だからと、議員はこういうことを知らないだろうと思って臨んだらだめですよ。だから、次回からはちゃんと調べて、聞かれたらちゃんと計算して答弁するように努力してください。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 次に、お手元の冊子、平成22年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の63ページをお開きください。

乙第21号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく知事に属する権限の一部について、権限委譲の協議の整った市町村が処理することとするため、新たな条文を設ける改正を行います。

今回の条例により権限委譲を行うのは、南城市、伊江村、渡嘉敷村及び渡名喜村の4市村となります。

それでは、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 沖縄県屋外広告物条例の一部を改定する条例を御説明いたします。

土木委員会説明資料の1ページをごらんください。

件名は、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例でございます。

改正の経緯及び必要性について御説明します。

屋外広告物法と沖縄県屋外広告物条例に基づき知事の権限に属する事務の一部を、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、権限委譲の協議の整った市町村が処理することとするため条例を改正するものであります。

今回の権限委譲の事務内容は、大きく分けて屋外広告物の許可申請事務と違反広告物是正事務があります。南城市、伊江村、渡名喜村については両方の事務を、渡嘉敷村については違反広告物是正事務のみの委譲となっております。

次に、土木委員会説明資料の2ページをごらんください。

沖縄県屋外広告物条例新旧対照表で御説明します。

まず、第1条中「及び公衆」を屋外広告物法の改定に合わせて「又は公衆」に所要の改正をするものであります。

次に、事務処理の特例として、第47条の条文を新たに追加しております。第47条の表の左側の欄の1番目は、屋外広告物の許可申請事務に係る事務についてです。これは南城市、伊江村、渡名喜村の3市村へ委譲します。

次のページの表の左側の欄の2番目は、違反広告物是正事務に係る事務についてです。これは南城市、伊江村、渡嘉敷村、渡名喜村の4市村へ委譲します。

表の左側の欄の3番目については、条例第6条第2項の許可地域を指定している条文になります。許可地域とは、都市計画区域の市町村となります。今回の4市村で許可地域に指定されているのが、南城市のみとなりますので、この事務については南城市のみへの委譲となります。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で、沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例案の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 これは市町村に移譲しますけれども、今までこの広告物の料金は、大体幾らぐらいだったのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 今の3市村の過去3年の平均収入額が、1万9000円でございます。

○吉田勝廣委員 この市村が、その事務を請け負うというわけだから、恐らくこういうことは、本当に各市村がやったほうが好ましいと、僕もずっと思っています。そうすると、例えば収入は1万円ちょっとで、違法広告のものを撤去するときには、テーゲーかかるよね。これはどうするのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 助成事務につきましては、これは県から交付金を出します。ただし、金額につきましてはこれからでございます、平成23年までには決定をいたして、平成22年の実績に合わせて交付をするという予定でございます。

○吉田勝廣委員 条例が先で、権限の移譲が先で、お金は後からと。実績に応じて交付をすると、そういう感じですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 実績に合わせて、翌年度支払うということになります。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

嶺井光委員。

○嶺井光委員 南城市の場合、この前の委員会で都市計画区域マスタープランがずれるという話がありましたよね。これもそういうことになるのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 屋外広告物法で、都市計画法とリンクするのは都市計画区域であるかどうか、都市計画区域につきましては、全区域が

許可対象地域になりますので、現行では4月1日以降の施行で、都市計画区域の新たな再編が行われるまでは、旧大里村、旧佐敷町が許可地域の対象、旧知念村、旧玉城村は、県道は禁止地域になりますけれども、そのたの区域は対象にならないということでございます。

○嶺井光委員 都市計画区域マスタープランのことをここで聞くのは、ちょっとずれると思うのですけれども。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 都市計画区域マスタープランと屋外広告物の権限移譲については、ずれることになります。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山真市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○仲田文昭土木建築部長 次に、平成22年度第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の66ページをお開きください。

乙第22号議案沖縄県都市公条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、都市公園の占用の許可に係る使用料について適正化を図るとともに、沖縄県総合運動公園補助競技場を共用利用するための利用料金の基準額を定めるものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の御説明をいたします。

土木委員会説明資料の1ページをごらんください。

件名は、沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

2の改正の経緯及び必要性について御説明します。

1点目は、都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可の際に徴収する使用料の額について、改正するものであります。

2点目は、沖縄県総合運動公園補助競技場に係る再整備による施設の改善に伴い、類似施設の状況を勘案して有料公園施設等の利用に係る料金の区分を追加する必要があります。

次に、土木委員会説明資料の2ページをごらんください。

沖縄県都市公園条例の新旧対照表で御説明します。まず、第4条第1項第3号の「興業」を「興行」に所要の改正をするものであります。

次に、3ページの別表第2の占用に係る使用料について御説明します。

使用料については、社会・経済情勢を勘案して、おおむね3年ごとに見直す方針としており、九州各県の状況を勘案して適正化を図ることから、「電柱その他これに類するもの」の1本1年につき「590円」を「1340円」に、「変圧塔」の「840円」を「1070円」に増額するものでございます。以下、表のとおりでございます。

次に、4ページの別表第5の「興業」を「興行」に所要の改正をするものであります。

次に、5ページの別表第6の補助競技場の利用料金について御説明します。

土のトラックから本競技場と同等の全天候舗装トラックに改修したことに伴い、本競技場の個人利用者との負担の均衡、維持管理費用の増が見込まれることから応分の負担を求めるという観点から、個人利用の料金設定を新たに追加しております。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしております。ただし、別表第6第1項第2号の改正規定は、利用者への周知期間を考慮し、平成22年7月1日から施行することとしております。

以上で、沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 先ほど、ちょっと質疑しかけていたのですけれども、この沖縄県総合運動公園の改修の状況が、この写真で見ると線を引っぱっただけに見えるけれども、何か中身が大分違うのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 改修前は、写真では少しわかりにくいと思うのですけれども、これはクレーン土でございまして、下のほうはいわゆる全天候型のウレタン舗装をしております。そして、見えにくいのですけれども、遠くのほうにフェンスを設置いたしまして、周囲は出入り口をコントロールするような形で改修をしております。

○嘉陽宗儀委員 私もよく利用したりするのですけれども、従来はフェンスもなくて自由に出入りできたけれども、これからは自由に出入りができないようにするわけですね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 出入り口を設けて、管理をするということになります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、今までは私などは、朝何も持たないでトレーニングパンツだけで走ってきたけれども、今からお金を持っていかないと、ここに入れないということになりますね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 利用料金は徴収する予定でございます。

○嘉陽宗儀委員 これは、本来の運動公園の目的に照らしてみても、そういうことでいいのかどうか、ちょっと議論しないといけないのではないですか、土木建築部長。開放はしないで、お金がある人だけ利用すると。これは、本来の目的を考えてみて、いかがなものかと思うのですがどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 これまではクレーンということ、管理費といいますが、それはそんなにかからなかったのですが、今回の改正は、補助競技場が本競技場と一体となって—いわゆる第1種公認陸上競技場の公認を受けるためには、サブグラウンドのほうも第3種公認陸上競技場のレベルに上げる必要があったと。今回、インターハイ—全国高等学校総合体育大会も行われることですので、グレードアップを図って今後とも維持していく必要がありますので、その辺はちょっと利用者のほうに負担が少しかかるかもしれませんけれ

ども、そういうことで利用者に理解を求めて、沖縄県での競技施設のレベルの向上といいますか、維持のためには御理解をいただくことが必要ではないかと思っております。

**○嘉陽宗儀委員** この競技場そのものをグレードアップすることには、別に異論はないのですけれどもね。問題は、こうなるとせつかくの県民のための運動公園、あちこちから来ていますよね。だから、特定の選手とかそういう人たちのための施設になって、本当に自由にウォーキングや健康維持とか、そのために使われなくなるという、そういうことにつながっていくのですよね。それは、本来の運動公園の設置の目的に照らしてみてもいいのですか。競技者だけ利用するような方向になりませんか。

**○仲田文昭土木建築部長** 競技者のほうは、この競技場で練習ということになりますけれども、それ以外の人につきましても、ウォーキングとかジョギングにつきましても、運動公園全体のほうでも施設として利用できるのではないかと思います。そして、アスリートといいますか、年上のマスターズとかいろいろと競技場の使い方はありますけれども、その方々にはやはりそれぐらいの維持のためにも御理解をいただいて、料金は3分の1ということで、補助競技場のほうは本競技場よりも安くしてございますので、その辺は皆さんの御理解をぜひいただきたいと思っております。

**○嘉陽宗儀委員** 向こうは5キロコース、何キロコースとあるけれども、ウォーキングした後でちょっと仕上げを、ほとんどサブグラウンドで、200メートルを何秒で走るかなどみんなやるわけよね、僕らでもね。だからそういうことで、自分のウォーキングと体調管理、体力状況など、向こうのベースというのは非常に重要な役割も果たしているのだけれども、これは締め出されることになるわけよ。きょうウォーキングに行くけれども、細かいお金はないかといったら、準備がなければ行けないような状況になると、ちょっとこれはまずいのではないですか。

**○仲田文昭土木建築部長** それは当然、利用者の皆さんに周知を行って、そうやって使いたいということであれば、その準備をしていただくと。そういった周知を、今後は図っていきたいと考えております。

**○嘉陽宗儀委員** 改修のために幾らお金がかかったのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 工事費が約2億3780万円でございます。

○嘉陽宗儀委員 有料にして年間の収入は幾らを予定していますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 現在は無料でございますので、これまでの利用実績はちょっととらえていないというところでございます。それで、本競技場並みのグレードに上がりますので、実際は補助競技場は本競技場よりはちょっとリーズナブルな価格になるので、本競技場をこれまで使用していた方が少し流れてくるであろうということで、約20%程度の利用者が流れるという想定で、年間で約6万5000円でございます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませんか。

池間淳委員。

○池間淳委員 この料金については、小学生、中学生、高校生もみんな一緒ですか。一般も一緒ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 先ほど説明いたしました土木委員会説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。左側が変更した部分で、共用利用を新たに設置してございますが、ここでいきますと、一般・学生が1人1回につき50円、児童・生徒が20円でございます。

○池間淳委員 児童・生徒は何歳からですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 3歳から高校生までが児童・生徒、それ以外については一般・学生でございます。

○池間淳委員 これは競技場として整備をするから、使用料を徴収したいと。健康のためにこういう運動公園をどんどんつくっているところはあるけれども、皆さん御承知の方もいらっしゃると思うのですけれども、浦添市の運動公園は解放しているのです。金は取っていないです。全天候型にして解放しているけれども、そのおかげで健康面で管理をされて、国民健康保険のほうにも大分貢献しているのではないかということも言われております。ですから、今まで解放されていたものが、今度料金を徴収するということになると、今、嘉陽

委員からもお話がありましたように、締め出されるのですよね。そういうことはあってはならないと思って、この料金徴収については、私も余り賛成しかねるのですけれどもね。何で金を取るのかな。年間6万円でしょう。年間6万円取って、今まで利用していた方が締め出されるということになると、これはつくった意義もないのではないかと思うのですが。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 九州各県の事例を見ると、やはり補助競技場も沖縄県が今設定している児童・生徒からも徴収するというのが一般的でございます。ただ、池間委員がおっしゃるように、市町村では無料のところもあるとは聞いておりますけれども、県としましては、やはり受益者負担の原則といいますか、公園全体の中で無料の施設と有料の施設—有料の施設につきましては、やはり責任ある管理を適切にやっていくということも考えておりますので、やはりその辺は御理解をいただきたいと思います。ただ、やはり第3種公認陸上競技場となってグレードが上がりますと、第1種公認陸上競技場—本競技場から大分人間が流れてくるということで、逆に言えば、非常に低価で利用しやすい施設が新たにできたという考え方も一方ではあるのかと考えております。

**○池間淳委員** 奥武山陸上競技場も徴収していたのです。小学生から50円ずつ徴収ということで、10名いたら500円ですよ。夏休みになって毎日利用すると、大変な金になってしまうのです。競技技術力を向上させたいと監督をやったり、あるいは指導をやったりしている方々が子供を連れて行って、たかが50円ではないかと言われるけれども、これは10名20名連れていったら大きな金になるのですよ。だから、そのあたりの小学生、中学生あるいは高校生も、そういう免除のことも考えたらどうかと思いますが、どうですか。例えば、選手が利用するから、陸上競技場のグレードアップをしながら競技技術力の向上もやっていきたいということであれば逆なんですよ。お金を取ったらいけないのですよ。浦添市陸上競技場が整備された途端に、ここに行かなくて全部—僕も経験したことはあるけれども、そういうふうに全部、浦添市陸上競技場に行ったのですよ。浦添市陸上競技場に行って、もちろん競技力も向上する。タータントラックでやるわけだから、土でやるよりはタータントラックでやったほうが能率も上がっていくし、競技力も向上していくわけだから。それを手助けするのが行政ではないの。市町村ができるのに、県ができないということはないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 例えば、専用使用につきましては、学校、幼稚園等の教育、あるいは保育園のために使用するときには、やはり公益上の目的があれば、これは減免措置も用意してございます。ただ、例えば高校のクラブ活動とか、あるいは陸上関係の児童・生徒が使用するに当たりましては、やはり補助競技場の管理という視点からも、施設に見合った受益者負担、あるいは負担の公平の原則ということもございますので、公園全体としては、無料の施設もあれば有料の施設も配置するという事で、やはりこの辺は御理解をいただきたいと思います。

○池間淳委員 高校もタータントラックを敷いていないところは、ほとんどないのですよ。それで、皆さん方が料金を徴収するとなると、浦添市のほうに全部来るのではないかと思うのですよ。浦添市陸上競技場はただなのですよ。占用して時間を決めて、これは無償でやっているのですが、そのあたりはクラブ活動とか陸上競技のクラブが利用するとか、少なくともそのあたりは逆に無償にするべきではないのですか。これは何十名と来るのですよ。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 今、第1種公認陸上競技場につきましては、今回の改装に伴いまして、日本陸上競技連盟のいわゆる公認となる第3種公認陸上競技場を併用としたものになります。これまでの第1種公認陸上競技場につきましては、やはり利用料金をいただいておりまして、それは児童・生徒、あるいは一般・学生も同様な形でございます。ですから、本競技場につきましては、既に利用料を徴収しております。第3種公認陸上競技場は、第1種公認陸上競技場とセットということで、日本陸上競技連盟から新たな公認をいただけるということになりました。それでいきますと、やはり本競技場は本競技場に合った利用料金、サブ競技場はサブ競技場に合った利用料金ということで、3分の1相当ということで、それぞれ選択もやはりふえていますので、両者にとっては利便性もある程度上がったという側面もあると考えております。

○池間淳委員 車いすの件について、どうやっていけますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 身体障害者手帳等の交付を受けている方は、減免措置ということで今考えております。

○池間淳委員 減免ですか、無料ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 その介護人もひっくるめて、無料でございます。

○池間淳委員 この件については今、冬のパラリンピックが行われているけれども、この車いすで一生懸命頑張っている方がたくさんいるのですよ。浦添市の運動場、これは土の上では車いすの練習が厳しいということもあって、タータントラックで整備されているところに毎日来て頑張っている。本当にそういう方々に対しても、お金を取るのかと思ったら、もう情けないと思ったけれども、それは間違いなく無償である。それから、小学生、中学生あたりは義務教育ですから、高校生はこれは義務教育ではないけれども、高校生まで無償にすべきではないかと思っているけれども、そのあたりはやはり行政で応援していくということも配慮すべきではないかと思うのですけれどもね。何で浦添市ができるのに、県ではできないのかということなんです。浦添市を調査したことはあるのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 先ほど答弁しましたように、九州各県におきましては、すべて有料ということございまして、例えば回数券で、さらにちょっと手当てをするということも、今配慮しております。確かに、有料とか無料とかというものは、各市町村によって事情があって、いろいろあると思いますけれども、一方で公園の管理につきましては、やはり膨大な費用がかかります。その中で、利用料金のある程度負担をしていただくという形が、公園全体の適正な管理ということで、これがひいては県民サービスにつながっていくということで、我々としては、施設についてはかなり管理料のコストもかかりますので、ある程度の徴収は御理解をいただきたいと考えております。

○池間淳委員 この運動施設について、やはり健康管理していくということは、いろいろな面で普及していきますから、国民健康保険もまた各市町村でも上げようということもあるのですよ。今、マスコミできのう、おとといの新聞等でも出ているのですが、やはり健康管理がまず一国民健康保険にも大きな影響が出てくる。それはスポーツができるところだから、スポーツができる方が利用するからお金を取るということであるけれども、わずか四、五万円、五、六万円を取るために、そこを利用していた方々を、特にこういう整備をされたら、もう練習したいという意識がわいて、どんどん来る人がいると思うのですよ。でもお金が必要だったら行けないなというふうに、特に小学生あたりは、そういうものが出てこないとも限らないのです。あるけれども使いたい、使いたい

けれども毎日行ったら1週間で350円、それよりは自分のお小遣いにしたほうがいいのではないかということ等もあって、逆にその運動から外れていくような子もいるのではないかと思うのですね。そのあたりは、わずかなお金で県民を締め出すようなことはしないほうがいいのではないかと。だって年間6万円でしょう。年間6万円のためにこの施設が遊ぶのですよ。間違いなく遊びますよ。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 先ほど答弁しましたけれども、今、本競技場が当然有料と、今の補助競技場の約3倍の値段で設定をされております。これまでは無料であった補助競技場はクレイで、非常にグレードが本競技場に比べて低かったと。今回、第3種公認陸上競技場までグレードが上がりましたので、これが無料ということになると、やはり本競技場から流れてくる人がほとんど出てくると。もう一つは、コストに見合った施設の管理も必要でございますので、本競技場の管理、あるいはサブ競技場の管理もひっくるめて、トータル的に使用する人の数値は、本競技場とサブグラウンドをあわせて、例年並みの数値になるのかと。あるいは、少しグレードが上がることによって、増になるものと見込んでおりますけれども、本競技場からさらに、ほぼグレードが第3種公認陸上競技場といえども近いようなものが利用できる施設、一方では、管理コストが大きくなりますので、受益者負担という視点からも、我々としてはやはり利用料金を取りたいということで、御理解をお願いしたいと思います。

**○池間淳委員** すばらしい観光立県、あるいはスポーツ立県にしたらどうかということが言われているさなかに、こういうことはないほうがいいと思います。

**○當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。  
吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 土木委員会説明資料の5ページですけれども、これはちょっと文言のあれだけれども、専用利用というものはこの新しい条例の中に—これは専用利用というものはそういう感じですか。要するに、別表第6第25条関係の専用利用とは書きかえていないですよ、旧条例からは。新しいものには専用利用と書いてあるけれども。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 現行は、いわゆる共用利用というものがなかったということです。いわゆる専用で、ある意味では支配的に使うという

料金にしか設定していなかったと。つまり、レクリエーションとかスポーツ大会という目的があって使うということで全面使用するという、ある一定時間拘束して使うということが想定されています。ただ、それがなくなるときには、だれでも自由に使えたということで、共用利用がなかったということで、今回、共用利用を設定することによって、それと対象とするということで専用利用という形でございます。

○吉田勝廣委員 要するに、こっちは値段は一緒ですよ。そこに専用利用と書いてあるだけで、値段は一緒でしょう。上がってはいないでしょう。先ほどグレードが高くなったから、少々お金を取って管理費としてやると言っていたものだから。しかし、この専用利用の値段は、僕がぱっと見たところでは変わっていない。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 専用利用の基準額は、今据え置きにしております。

○吉田勝廣委員 さっきグレードが高くなったので、値段を少々上げましたと。公園を管理するためには、そういうことが必要なんだと。その額は、大体6万円ちょっとと推定されると。そうすると、逆に専用利用の基準額を上げれば、こっちは利用者が多いわけだから、その辺の今の説明がちょっと矛盾するのではないですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 私の答弁は、設定をしたという言い方をしたつもりですけども、料金を上げたということではなくて、新たに共用利用料金を設定したということでございます。

○吉田勝廣委員 今問題なのは、要するに旧条例でも専用利用していたわけでしょう、逆に。そのときはただで入れていましたと。ただで競技させるのはよくわからないけれども、たまたま専用利用はするけれども、これは共用利用ということで、専用というものはその人たちが主に使うことをいうよね。共用というものは、専用と共用と一緒に同時に進行するということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 同時ではありません。専用はやはり専用される方のみが使う、共用はそういう専用されるイベントがないときに使われます。

○吉田勝廣委員 そうすると、旧条例も専用だったわけだよね。専用という言葉はなかったから、その文言を入れましたということで理解していいのかな。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 共用利用が新たに出てきたということで、専用利用という言葉を入れたということでございます。

○吉田勝廣委員 それで聞きますけれども、共用利用ができて専用利用を入れたとすると、グレードが高いから共用利用の利用料金を取ったということは言えないのではないかとやっているわけ、理論的には。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 共用利用の値段を上げたということでの答弁で、新しく設定をしたということでございます。

○吉田勝廣委員 だから、専用利用をやったから共用利用をやったわけではないわけでしょう。要するに、新しく共用利用の料金は取るのだということですよ、設定をしましたと。今までやっていた専用利用は上がっていないわけだ。だから、さっきから皆さんが説明しているのは、グレードが高くなりましたと、グレードが高くなったので、いろいろな施設を管理するためには上げないといけないということを言ってきたのよ。だけれども、今までやっているところは上げていないで、共用利用だけ設定したわけだよ。設定ととっても取るわけだから、そこに矛盾があるのではないかとさっきから聞いているわけです。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 グレードが上がって、やはり管理費のコストが大きくなると。あとは、やはり適正な管理ということで、出入り口で集約して管理をしていくという意味で、これまでは専用利用という価格設定しかなかったもので、そういうことで新たに共用利用をやると。本競技場につきましては、既に専用利用と共用利用という形態になっております。

○吉田勝廣委員 専用利用はいいのよ、今これを議論しているわけだから。それで僕が言っているのは、グレードが高くなったということで、皆さんは共用利用を新しく設定をしましたと。僕から言わせると、ではなぜその専用利用の料金を上げなかったのですかと問いたいわけよ。そのほうが共用利用の料金を取るよりは、早く収入が多くなるのではないですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 専用利用の料金につきましても、これは次の指定管理者の時期にターゲットを絞って上げたい考えを今もっています。ただ、今回やはりグレードが高くなったので専用利用の料金を上げると、その3分の1相当の共用利用の料金も、当然引っ張って上げないといけないということがございますので、やはり急激な改変を避けようということで、現行の値段で3分の1相当を新たに設定したということでございます。

○吉田勝廣委員 こういうことは、ちょっと理解に苦しみますね。説得力に欠けているのではないかと思います。この議論はよしましょう。それで、今度は各市町村の中で、今のタータントラックですか、これをやって料金を取っている市町村はありますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 すべて調べたわけではありませんけれども、有料なところもあれば、先ほど池間委員がおっしゃっていました無料のところもあります。ちなみに、九州各県の同様な施設につきましては、すべて有料で取っております。

○吉田勝廣委員 ここは沖縄県だから、比較するというのも結構だけれども、県内の場合はどうですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 ちょっと数字的にはとらえていないのですけれども、やはりばらばらというか、すべて有料ということではないと聞いております。

○吉田勝廣委員 私たちは議論をしているわけよね。ばらばらもあれば、取っているところもあればということではなくて、ばらばらのところはどこで、ばらばらでないところはどこですかと聞いているわけです。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 ちょっと申しわけないのですけれども、まず県営公園という視点から一県営公園について調べましたが、市町村については申しわけないのですけれども、すべてはまだ調べ切っておられません。

○吉田勝廣委員 だから、最初からそのことを言ってもらいたかったわけよ。僕たちも大体わかる、市町村を回っているわけだから。さっき池間委員が言われたように、市町村はそういうスポーツ振興だとか朝早くから来る人もいるし、

4時、5時からグラウンドをウォーキングしている人がいっぱいいるのですよ。それはなぜかという、道路は危ないから、やはり管理されているところでウォーキングすると安心だなど。特に、道路とか米軍基地があるところでは、そういうところしかまたできないわけだよね、ある意味では。そこは別において、そういうことからすると、恐らくこの公園をどう利用されているかよくわからないけれども、安心してウォーキングができる場所ではないのかと。公園は内側だから、人がいるからそうだと思います。

あと1つは、それから児童・生徒、一般・学生という基本料金がありますけれども、さっき児童は3歳からと言っていましたよね。公共料金という場合、3歳から料金を取るところはどこですか。3歳以上でお金を徴収するところは、どういう施設ですか。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** これも県営公園という視点で、九州各県に問い合わせをしておりますけれども、県と同様なところもありまして、また表現がちょっと違いますけれども、保育園児とか、そういう徴収の仕方をしているところはあります。

**○吉田勝廣委員** ちょっと僕は理解に苦しむのだけれども、例えば3歳以上から料金を取っているところは、市町村が管理している公衆浴場であるとか、またはバス料金であるとか、普通は小学生以上であるとか。都市計画課長、バス料金はちなみに何歳から取っていますか。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 申しわけありませんけれども、バス料金はちょっとつかんでいないのですけれども、ただ子供料金については、1人は無料と、2人から1人分を取るとい話は聞いておりますけれども、明確な年齢は申し上げられません。

**○吉田勝廣委員** ですから、これは一応公共料金になっているから、公共料金を取るときには、やはり年齢がどうなっているとか、その施設はどういう方々が利用しているか、それから先ほど言ったグレードが高くなったから管理料を取るといのは、それを今まで使った人と上げないで新しく共用料を設定するというやり方については、僕もちょっと疑問があるなど、そういう仕組みの問題を含めてね。そこのところは、もう一度再検討をして提出されてもいいのではないのかと、そういう感じもしますよ。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園に限らず、県営公園の施設につきましては、例えば沖縄県総合運動公園ではプール、あるいはドーム球場、本競技場もやはり同様に、児童・生徒を設定して今徴収をしております、そういう意味では、やはり全体の利用形態に合わすという側面もあるということでございます。

○吉田勝廣委員 公共料金を設定するとき、プールとかそういう水を使って金がかかるある特定の限られた利用者というか、公園は全然違うよね、大衆というか。だから、公共料金を設定するときには、まず何を目的としてどういう人たちがそこを活用して、何時から使っているか、だれがそこを安全管理しているかとか、そういうものを総合的に判断をして、普通は公共料金を上げる。市町村だってそうですよ。そうしないと、ただプールがこうだから取っている、プールは水が必要だし、安全管理をする人間がずっと見ているわけだよ。プールでもし事故が起きた場合は県がやられるわけでしょう、安全管理がなかったのではないかと。これは、公園という一つの大きな概念の中での議論とちょっと違うはずよ、プールがこうだからこれもこうだという理論は。わずか20円かもしれない。また回数券は、11回で200円になるかもしれない。しかし、公共料金を設定するということと設定の仕方に矛盾があれば、それはやはり考え直してもう一度振り返って考えてみる。また今度は、料金設定をするときのもう一つの概念は、いわゆる公共施設を大事にしよう。そういう意識で、だから利用料金を取りますよと。これは、2億円もかかって3億円もかかって10億円もかかっていますよと。これは、我々の税金でつくっているから、やはり料金を取って運営しますと。そういうことを利用者に対して説得して説明ができる。それをしなければ、公共物は安くて汚しても構わないと、これを掃除するのも構わないとかね。そういう一つの教育の場から、あるいは運営の面から、それは必要だと思うのですよ。だから、皆さん方のこの公共料金の設定の仕方は、ちょっと説得力に欠けるのではないかというのが今の僕の意見です。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 先ほどプールのお話をしましたけれども、あくまでも沖縄県総合運動公園の中の施設のプール、あるいは沖縄県総合運動公園の中のドームの多目的広場等々も、やはり児童・生徒等についても同様に料金設定をして、徴収して管理費に反映をさせていると。確かに今、吉田委員がおっしゃるように、やはり一番理想的なのは、コストに見合った管理料でございますけれども、コストがやはり大分大きいので、その差額分については当然行政が見ているというのが、いわゆる公園全体の均衡ある負担ということで、

コストのかかる施設については料金を徴収し、通常の園路だとか広場等については、やはり無料開放、それで公園全体としてそういう利用をしていただくというのが趣旨でございます。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はございませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 行政財産の使用料のことに関連して、ちょっとお聞きしたいのですけれども、皆さんの施設の広告料収入等々で、その企業などに施設の一部を占有させて徴収しているという実績、また今後の対応について、基本的な部分を聞かせてくれませんか。

○**仲田文昭土木建築部長** これまで、土木建築部関係のすべての施設に係ってくるかと思えますけれども、その中で広告を出して、それから広告料で収益を上げたかどうかという話だったと思えますけれども、これについては、県内で今、本格的に議論をしたことはございません。

○**高嶺善伸委員** 例えば、ねんりんピックとか国民体育大会で他都道府県の施設を見たときに、必ずしも公共施設ではなくて、民間施設を利用する場合もあるのですけれども、特に施設内はもう年間契約で、スポーツ関係の広告とかそういうものが、年間何百万円とかという契約で収入を充てているのですよ。これを見て、例えば、財団法人沖縄県体育協会あたりは、選手の強化育成とかいろいろなことをやるにしても予算がないと。そういうことで、どういう方法があるかということ、もし需要と供給のバランスで、いやこういうメーカーなり、いろいろな企業のPR役になって集めるのに、年間1000万円を払ってもいいという企業等々があるのであれば、そういうことで提供して占有させて、広告料の収入をいただいて、そういう目的別に支援して財源にすると、こういうこともあるなという気がいたしまして、ぜひ皆さんは使用料をもらえるように地方自治法はなっているわけだから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律などの影響がなければ、可能な限り沖縄県屋外広告物条例に抵触しないところなどを、有効な財源捻出の方策として検討してみようということ、取り組んでみてもらえないですか。

○**仲田文昭土木建築部長** 今の御提言は、先進例といいますか、各都道府県でも調べてみて、またそういったものなど公共施設からの収入で一先ほどおっし

やったように、選手の強化とかそういったものに充てられるかということについては、今後の研究課題といたしますか、勉強してみたいと思っています。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はございませんか。  
平良昭一委員。

○**平良昭一委員** このグラウンドの位置づけとして、あくまでも公園施設の中での補助施設という位置づけをしてきている認識を持っているのですよ。これまで、このグラウンドを利用してきた方々というものは、1日当たりどのぐらいいましたか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 先ほどちょっと答弁をさせていただきましたけれども、こっちは無料ということで、これまでの数値はちょっとつかめておりません。有料施設利用者の数値はちょっと把握できておりますけれども、そういう意味で、これまでのここの利用者の数値はちょっと把握していないということでございます。

○**平良昭一委員** あくまでも6万円のお金を取るということであれば、この施設に関しての維持管理というものは、別の料金の中でできるという認識を持っているのですよ。そうであれば、あくまでも補助施設としての位置づけのグラウンドであるということで、認識してよろしいのでしょうか。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 補助競技場の第3種公認陸上競技場というレベルがあって、本競技場が第1種公認陸上競技場という公認を受けるということで、セットの施設と考えております。

○**平良昭一委員** ということは、一般の方々が利用するということは想定していないということですね、これまでと同じような感じの中で。

○**儀間真明都市計画・モノレール課長** 一般の方というとらえ方がいろいろあると思うのですけれども、クラブ活動の生徒とか愛好会などは、これまでも利用しております。これからも利用していただけるのではないかと考えております。

○**平良昭一委員** 時間的な制限を設けているようでありましてけれども、基本的には午後5時までということでありましてから、早朝そして午後5時以降の利用

者はもうできないという形の中で、私が言うのは、一般の人というものは、普通にウォーキングする方々は、だれも金を持って歩きませんよ。スポーツをしにお金を持って行く人はだれもいないのですよ。だから、そういう施設ではないということの位置づけでいいのですよね。専門的な分野の方々が利用する施設だということでもいいですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 補助競技場は、照明設備がないということで、やはり夕暮れどきになったら安全・安心という観点もございますので、一応午後5時までです。本競技場については、午後9時までは照明設備を装備してございまして、夕方以降に活用される方は、本競技場という形になりまして、ここに照明設備がない補助競技場につきましては、先ほどの趣旨で午後5時までということでございます。

○平良昭一委員 スポーツ公園内の一つの施設としての位置づけをしているという形の中での認識だと思いますので、これまで利用してきた方々が、それに不満を持っているような状況がこれから出てきませんか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 本競技場をこれまで使っていた方々が、ある意味では少し安い値段で、全天候型の施設を使えるようになったということで、我々はやはり20%程度の方は流れて来るのかというシミュレーションはしております。

○平良昭一委員 これまで使ってきた方々に対しては、大変失礼なことになるという認識を持っているのですけれども、皆さん方の一つの公園施設内での補助施設だという認識であるのであれば、これはもういたし方ないと思いますけれども、そういう面では、逆に住民の方々に対して周知徹底はしていかないといけないと思うのですよ。フェンスを張って出入りを禁じるということもあるかもしれませんけれども、恐らく補助競技場ですから、そこに人的なものを1人配置してやるということでもないと思うのですけれども、そういう面では、目安としての基本料金であると私は認識していますけれども、これまでと同様、6万円であればどんどん利用させたほうがいいのではないかなと思うのですよ。その辺はどういう認識ですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 やはり、基本は施設のコストに見合った管理料を、利用される方が応分の負担をするというのが原則だと考えておりま

す。ただ、公共的な利用という観点もございませぬので、それを利用する方々だけに負担をさせるというのは、なかなか厳しいものがございませぬので、公園全体の中で—やはり管理料全体の中で、そういうコストのかかる施設については、有料で応分の負担をしてもらおう。それでもなお、行政支援をしている側面がございませぬ。また、無料の施設については、やはりどんどんそういう形で相応の利用をしていただいて、公園全体としてそういう公共の福祉にかなった形で、均衡ある利用をするという観点もございませぬので、やはりコストに見合った施設は、ある程度の施設管理料という側面からも、やはり有料として徴収をしたいということで、御理解をお願いしたいと思ひます。

○平良昭一委員 これまでは無料で利用させてきたわけですから、お金を取るということになると、それなりの責任もあひますよね。タータントラックというものは、意外にけがも多いのですよ。それなりのスパイク等々の練習もする可能性もあひますよ。そういう面では、自己の責任においてやるべきことだと思ひますけれども、お金を取るというからには、それなりの責任はあひますよ。その辺の責任の所在というものは、沖縄県でとれるということなのですよね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 これは指定管理をしておりませぬので、利用料金は指定管理料の一部として、トータルの管理料に使われませぬので、当然責任を持って、そういう対応をするということもございませぬ。

○平良昭一委員 これまで使っていたものから住民が締め出されないうようなことが一番の願ひではあひますけれども、私は表だけのものであつてほしいなと思ひますけれども、何といひませぬか、特にこの補助施設から締め出しを食わないうようなやり方を取つてもらいたいというものは、要望として申し上げたいと思ひます。

○當山真市委員長 ほかに質疑はございませぬか。  
新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 これは、都市公園ということになつて居るのですけれども、沖縄市泡瀬の運動公園ですよね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園のこともございませぬ。

○新垣良俊委員 改修前とそれから改修後の写真があるのですが、できたら沖縄市泡瀬の運動公園というものは大きいところですから、配置図を添付してほしいのですが、沖縄市泡瀬の陸上競技場というものは第1種公認陸上競技場ですよね。その中には、今言ったような補助競技場というのですか、それをつくらなければならないというものがありますよね。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 そういことです。今の基準で日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場の公認を受けるためには、第3種公認陸上競技場相当の補助競技場がセットでなければならないということでございます。

○新垣良俊委員 改修したのはことしですか。インターハイー全国高等学校総合体育大会がありますが、それも見て改修をしていることもありますか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 それも視野に入れて、改修をしているものでございます。

○新垣良俊委員 それから、吉田委員の質疑の中に、専用利用というものがあったのですが、専用利用というものは大会等とあったのですが、例えば陸上競技の大会が近くなった場合は、本競技場とかでやりますよね。その場合、投てきー例えばハンマー投げとか円盤投げがありますよね。そのサークルの中に網はあるのですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 補助競技場につきましても、フィールド内のものはできるようなシステムになっております。

○新垣良俊委員 これは補助競技場ということで、陸上だけではないですよね。サッカーそれからラグビー等もありますけれども、その競技も利用はできるということですか。

○儀間真明都市計画・モノレール課長 可能でございます。

○新垣良俊委員 それから共用利用とあるのですが、例えば本競技場が練習でいっぱいの場合、補助競技場を利用すると思うのですよ。その場合、例えば高校の陸上部が大会前に練習に来た場合は、これは専用利用ではなくて共用利用

ということになるわけですね。そういうことですよ。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 大会があって、例えばサブグラウンドもやはり1校の事前練習とかというセットであれば、これは両方とも専用で利用してもらおうことになると思いますけれども、大会前にやるという場合は、これはやはり共用利用ということになります。

**○新垣良俊委員** 補助競技場の整備というものは、全天候型でいいことですから、それと投てきの場合は、円盤投げやハンマー投げ等の練習もありますので、安全を図る意味でもこれはさくを設けて、料金についてはそんなに高くないですからいいと思うのですが、ただ、これは僕も吉田委員からお話がありましたように、児童・生徒ということで3歳児から18歳ということで話があったのですが、これは3歳というものはちょっと問題ではないかと。小学生以上ということになったら僕はいいと思うのですが、3歳からというのはちょっと問題があるのではないかと思うのですが、これについてはどうですか。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 先ほど答弁いたしましたように、沖縄県総合運動公園というか県営の施設につきましては、九州各県も類似でございますけれども、やはり有料施設につきましては、そういう設定をしているのが一般的でございます。沖縄県総合運動公園も今、本競技場、プール、そしてドームの多目的広場等々につきましては、やはり児童・生徒から徴収しております。そういう意味で、先ほどの繰り返しになりますけれども、建設したのに見合った管理費のコストについては、やはり受益者のほうからも徴収するというのが原則でございます。ただ、コストに見合った管理料にはやはり届きませんので、そういう差額については、やはり行政支援をしていると。そして、トータル的に公園を利用してもらおうという趣旨でございます。

**○新垣良俊委員** プールとか別の施設もそういうことでということであるのですが、ただ何と申しますか、受益者負担というものはわかるのですが、小学校以上ということで、この料金の御検討をお願いしたいということで、質疑を終わります。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 繰り返しになりますけれども、やはり施設のコストに見合った管理料という観点からは、やはり受益者が負担をするという原則という視点に立って、ある程度の料金は徴収したいということでござ

いますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませぬか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 次に、平成22年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の68ページをお開きください。

乙第23号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、建築基準法の一部改正により、建築確認、完了検査及び中間検査に係る審査業務量が増加していることに伴い、建築物等の確認申請手数料等の額を見直すとともに、新たに規定された特例認定に係る申請手数料の額について定めるほか、所要の改正を行うため、建築基準法施行条例の一部を改正するものであります。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思ひます。

○**當銘健一郎建築指導課長** それでは、お手元にお配りいたしました乙第23号議案土木委員会説明資料を使いまして御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

条例案の概要の説明でございます。今回の改正の経緯及び必要性について御説明いたします。まず、2つございますが、1つ目、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律が、平成19年6月に施行され、建築基準法に基づく建築確認、完了検査及び中間検査に係る業務量が増加しているということがございます。特に、確認申請に要する法定期限につきましては、従来の21日から35日へと67%伸びているということがございますので、建築物等の確認申請手数料等の額を見直す必要があるということでございます。

2点目でございますけれども、都市再生特別措置法の一部を改正する法律に

よる改正後の建築基準法の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域内にある建築物の容積率に関する特例の認定申請について、その申請事務に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるということで、法律改正によりまして、新たに特定行政庁である県の特例認定というものが出来まいりましたので、その手数料を定めるということでございます。そして、確認申請手数料などにつきましては、ことしの6月1日から施行する予定としております。新たな規定が盛り込まれたことによる条項のずれが生じた分等につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

それでは、2ページをお開きください。

2ページは横の表になっておりまして、九州各県との比較でございます。左側のほうを見ていただきますと、確認申請手数料あるいは完了検査申請手数料等につきましては、その建物の延べ床面積によって異なってまいります。例えば、住宅などでよく申請が出てまいります100平米から200平米のものにつきましては、手数料の現行額が1万4000円のものについて、今回は2万円としたいと。倍率にいたしますと、1.4倍ということになります。

次に、九州各県の状況でございますけれども、九州各県につきましては、すべての県で、既に手数料の改正は終わっております。一番早いところでは、佐賀県が平成20年2月議会、あるいは熊本県も平成20年2月議会、遅いところでも福岡県の平成20年12月議会となっております。今回の改正につきましては、福岡県を除く九州各県と全く同額にしたいと考えております。右側のほうに、指定確認検査機関ということで、これは民間の確認検査機関でございますけれども、参考として手数料が記載されております。今回、手数料の改正をいたしましたとしても、民間に比べますと約半分ぐらいとなっております。

次に、3ページをお開きください。

3ページは、完了検査及び中間検査の申請手数料でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページにつきましては、防災街区整備地区計画それから、特例認定制度のイメージ図を示しております。4ページの下の方に、制度のイメージ図がございますけれども、この防災街区整備地区計画の中で、密集した低層の住宅などを移転させ、その移転が容易にできるようにするために、特例認定対象建築物ということで、特別に容積率の高い地区を設定し、そちらのほうに移転させます。移転したところの道路の整備などで、避難路を確保するというような事業のイメージでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

5ページの下の方に、制度のイメージがございます。まず、通常は指定容

積率ということで、一律に容積率が決められております。ところで、それに対して地区計画で少しでこぼこをつけたような容積率を設定いたします。そして、その前に高容積となったところに建築物をつくりたいという場合に認定を行いますと、建築物の建築が可能となるというような制度でございます。

最後に、6ページをお開きいただきたいと思います。

九州各県との比較でございます。九州各県の中で、今回の特例認定の申請手数料を定めておりますのが3県でございます。今回私どもも、この3県と全く同額で設定したいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 土木委員会説明資料の1ページで、建築基準法建築確認完了検査及び中間審査とありますね。それぞれの実績はどうなっているのですか。3年分ぐらいざっと説明してもらえませんか。

**○當銘健一郎建築指導課長** ちょっとデータが古いのですが、平成18年度におきましては、沖縄県の建築確認申請件数は1551件でございます。平成17年度は1500件、平成16年度は1552件となっております。次に、検査のほうでございますが、まず中間検査につきましては、平成18年度が292件、平成17年度が234件、平成16年度が166件となっております。次に、完了検査につきましては、平成18年度が834件、平成17年度が632件、平成16年度が1087件ということでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 業務量が増加しているということを今説明してはいますが、耐震構造問題が出てから、かなり落ち込んでいるのではないかと思ったのだけれども、その耐震構造が問題になってからどれだけふえているのか。ちょっと今のほうでは全然関係ない数字を出していますから、それを説明してもらえませんか。

○**當銘健一郎建築指導課長** 平成19年6月に建築基準法が改正されまして、新たにピアチェックー構造計算適合性判定というものが出てまいりまして、建築着工がかなり落ち込んでおりました。嘉陽委員が御指摘のとおり、平成19年の建築着工で申し上げますと、例年の7割程度の住宅着工にとどまったということでございます。ただし、平成20年度になりますと、住宅着工もやや回復してきまして、98%まで回復しているということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 住宅着工の議案ではなくて、あくまで建築基準法に基づく建築確認申請、この書類についての建築基準法施行条例の改正だから、これを言ってもらわないと議論ができませんよ。

○**當銘健一郎建築指導課長** 確認のベースでお答えいたします。平成19年度につきましては—この改正建築基準法の前の過去5カ年ぐらいの平均を例年と言わせていただきますと、例年の74%ぐらいでございました。平成20年度につきましては、例年の80%ということとなっております。

○**嘉陽宗儀委員** 親切に平均まで出しているけれども、私が言うのは、平成19年度の件数は幾らで、平成20年度の件数は幾らかと、件数を聞いているのだよ。

○**當銘健一郎建築指導課長** 平成19年度の建築確認申請件数は、4177件でございます。平成20年度につきましては、建築確認申請件数は4500件となっております。

○**嘉陽宗儀委員** そうすると、平成18年度は1551件、平成19年度は4177件、4倍ぐらいふえているのですか。

○**當銘健一郎建築指導課長** 先ほど嘉陽委員のほうから、県のものとおっしゃられたものですから、県がやっているものと市町村の特定行政庁がやっているもの、あとは民間がやっているものに分けたときに、先ほどの3カ年のものは県分だけを御説明しました。今のものは、県全体の確認件数を申しあげましたので、ちょっと合わない部分があるかと思えます。それでは、平成18年度の県全体につきましては、6353件の建築確認申請件数でございます。県分を見ますと、1551件ということになっております。平成17年度につきましては、県全体で6145件、そのうち県分が1500件、平成16年度につきましては、県全体で5844件、県分が1552件となっております。

○嘉陽宗儀委員 質疑の趣旨は、平成16年度、平成17年度のものがどうかというものではなくて、改正建築基準法以降、大分大混乱が起きましたよね。だから、少なくとも建築確認申請もその完了検査も建築物の確認も全部落ち込んで問題になっているのに、皆さん方は増加していることに伴いとか言うから、これは僕の認識違いだと思って。皆さん方のこの説明資料は、これは増加していることに伴い手数料を改正するというから、ではどれだけふえたのかということを知りたいと思って質疑しているのですよ。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當銘建築指導課長より、増加しているのは建築確認件数ではなく、1件当たりの業務量であるとの説明があった。)

○當山眞市委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 では、業務量がふえた中身は何ですか。

○當銘健一郎建築指導課長 この業務量がふえましたのは、建築基準法と同施行規則の改正に伴いまして、改正前よりも審査すべき項目が大幅に増加したこと、審査につきましても、今までになかった詳細な審査指針が定められて、これに基づき厳格に審査するという事になったことが理由でございます。

○嘉陽宗儀委員 建築確認をするときに、強度計算もできずに大問題があったのですけれども、この建築確認申請を出したときに、今は強度計算はどうなっているかということで、民間でもきちんとやられていますか。

○當銘健一郎建築指導課長 構造計算につきましては、建築指示をする側で強度について確認するルート1というものと、それから構造計算適合性判定機関ーピアチェックの機関にいくルート2以上のものがございますけれども、現在はそれぞれきちんと、割とスピーディーになされていると考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、個人住宅の建築なんかも民間はおくれているという問題があったけれども、こういうものは強度計算上、問題はなくなったの

ですね。

○**當銘健一郎建築指導課長** 平成20年と平成21年を比較いたしますと、規模によって若干違いますけれども、2階建てでピアチェックがない住宅ですと、平成20年は平均で37日ぐらいかかっておりましたけれども、現在は33日ぐらいということになっております。ピアチェックの必要な1000平米程度の共同住宅ですと、平成20年は平均で89日ぐらいかかっておりましたが、現在は50日ぐらいということになっております。

○**嘉陽宗儀委員** ピアチェックができる人数というのは、何名ぐらいになっているのですか。

○**當銘健一郎建築指導課長** これは構造計算適合性判定機関一県内に2つの機関がございまして、そちらのほうでピアチェックが行われております。現在のところ、民間の実務者が11名と学識経験者が4名、合計15名が判定員として登録されているということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** 判定員を今聞いているのではなくて、構造計算をして設計するとき、これができないために社団法人沖縄県建設業協会も県民大会を持ったり、いろいろやっているわけですよ。そのときに、従来30名しかいなかった、しかし教育をして10名ぐらいふえますとか言うので、せめて40何名かは欲しいという議論があったけれども、その体制は皆さん方は解決してきたのかなと思って僕は聞いているのだけれども、今は全く答弁になっていないね。

○**當銘健一郎建築指導課長** 失礼いたしました。確かに、御指摘のとおり改正建築基準法の施行の後、厳格化された構造基準に合った構造計算をする構造技術者が少なかったということでございまして、県のほうでもNPO法人沖縄県建築設計サポートセンターを設立いたしまして、従来、構造設計者がわからなかったことも、このNPO法人沖縄県建築設計サポートセンターに本土から専門の方を連れてきて一高い専門知識を持った方ですので、構造関係のアドバイスなどを行っていただいておりますし、また直接構造計算をやりながら、技術者の養成もしております。そういうことで、わからないときにはNPO法人沖縄県建築設計サポートセンターに聞くという体制ができておりますので、構造技術者にとっても、かなり構造計算がやりやすくなった状況ではないかと考えております。改正建築士法によりまして、今度は構造設計一級建築士という

ものが出てまいりました。これは現在、県内で48名おります。あと、設備設計一級建築士という制度もございますけれども、これは現在、県内で28名の方が登録されております。

○嘉陽宗儀委員 48名にふえているわけですね。そういう面では、十分といわないにしても、かなり改善がされていますね。それで、この改正建築基準法以降の建築確認の申請件数は、今実績は説明しましたか。平成19年度、平成20年度、平成21年度はまだにしてもー平成21年度まではあるのかな、建築確認申請を出したものは。

○當銘健一郎建築指導課長 建築確認申請につきましては、先ほども申し上げましたが、平成19年度で4177件、平成20年度につきましては4500件ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 県が受け付ける分だから、各市町村まで入れたら数字がたくさんになるから、これは県の条例改正でしょう。これにかかわる人数を言っているのです。そういうものを次に聞こうと思ったが、今度は前のほうに進みますけれども、建築確認申請手数料ですよ、これは。今、県の収入実績は幾らになっていますか。

○當山眞市委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より後ほど資料を提供するという説明があり、了解が得られた。)

午前11時58分休憩

午後1時26分再開

○當山眞市委員長 再開いたします。

午前に引き続き、乙第23号議案に対する質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 午前中、僕もいろいろ考えていたものがあるのですが、この福岡県を除いた九州各県と、ある意味では右へ倣えの価格をやっておりますね。

そうすると、ここに財団法人沖縄県建設技術センターとだけ書いてあるのだけれども、福岡県を除いた九州各県の民間の状況はどうなっていますか。

○**当銘健一郎建築指導課長** 九州各県すべては、まだちょっと調べ切れてはいないのですけれども、まず福岡県と熊本県に事務所を置く民間の機関につきまして、規模がたくさんありますので、100平米から200平米のクラスで言いますと、4万8000円ということでした。それから、大分県のほうは財団法人大分県建築住宅センターという特殊法人が設立しているようでございますが、そこは100平米から200平米以内で、2万1000円となっております。

○**吉田勝廣委員** 民間はまちまちですね。県がやるのは行政としての統一性みたいな、そういうものがあるから、大体一律になってしまうのですか。

○**当銘健一郎建築指導課長** この手数料の設定の方法でございますけれども、まず、今回の改正建築基準法で業務量がふえましたので、審査に要する時間、あるいは人件費を勘案して積み上げを行います。その後、九州各県、あるいは現在の料金の1.5倍という比較をいたしましたところ、九州平均が一番安いということで、九州平均になったということでございます。

○**吉田勝廣委員** 価格を設定するときには、先ほどの人件費であるとか、物価であるとか、いろいろな業務量についていろいろ計算をしているのだけれども、九州一連が全部一緒とは限らないと僕は思うのだよ。公務員はみんな一緒だから仕方ないと思いますけれどもね、手数料は。もう一つは、例えば入札価格を決めるとき、これを積み上げするときに、よく労働者の価格設定がありますね。いわゆるセメントは幾らとかをやって、そのときに人件費も大きな参考程度になると思うのだけれども、よくわからないのだけれども、前の土木委員会で僕が質疑をしたときには、沖縄県は、福岡県を除く九州各県より労働者の賃金は少し高目にあるということをお話ししたことがありますよね。それで今、沖縄県の建築労働者の見積もり当たりの単価は大体どのぐらいですか。2万円から1万3000円か1万4000円に相当下がりましたよね。

○**比嘉和夫参事兼技術管理課長** 今、労務単価の資料は、手元に持ち合わせておりません。

○**吉田勝廣委員** 価格設定をする場合には、いろいろなものを勘案して設定を

すると。今聞いたのは、財団法人沖縄県建設技術センターについてはまちまち、沖縄県の手数料は、福岡県を除く九州は全部一緒。そうすると、何を基準に価格設定の根拠があるのかなど。その辺がよくわかっていないのです。

○**当銘健一郎建築指導課長** 積み上げ計算をする場合は、1時間当たりの平均給与単価というものを使うのですが、これは県職員が確認審査を行いますので、財政課のほうで平均給与というものを出力しております。それが、1時間当たり2121円となっております、これを使って積み上げをしております。

○**吉田勝廣委員** 今みたいなお話をすると、今まで上げなかった理由がまた問われるわけよね、新しく設定するわけだから。では、なぜ今まで上げなかったのですかと言われると、どういう説明をしますか。

○**当銘健一郎建築指導課長** 改正は平成19年6月で、それよりも2年と半年ぐらいおこなっているわけですがけれども、やはり先ほどの御質疑にもございましたように、県内の建築確認現場が大変混乱しております、大幅な建築の着工の落ち込み、経済の冷え込み等の混乱が生じたので、手数料改正につきましては見合わせておりました。

○**吉田勝廣委員** それはいいことですがけれどもね。他都道府県も同じような状況にあって、他都道府県は上げましたと、沖縄県だけがおくれましたと。おくれた原因は、今の認識ではちょっと説得力が足りないよね。だって今の説明では九州も全部一緒なんだから。沖縄県の場合は、県民所得が低いとか、コンクリートづくりが多いとか、本土は木造だったりするでしょう。よそよりは建築計算するのは厳しいとか、他都道府県よりは計算が高いのではないかと思うわけですよ。だから、計算をする仕事の量は、まだ沖縄県のほうが多いのではないかと僕は思うわけです。建築指導課長はどう思いますか。

○**當山眞市委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より九州平均値をとることの合理性についての説明があり、了解が得られた。)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 福岡県を除いてということに関して、なぜでしょうか。今の吉田委員が言うには、重要な問題もあるかもしれませんが、沖縄県の場合は、特質的な建物もたくさんあるはずですから、それに対して、九州各県と比較をするという理論が成り立つのでしょうか。

○當銘健一郎建築指導課長 福岡県は、今回、九州平均から除かせていただいたわけですが、やはり県民所得などの面から見ましても、福岡県はかなり高いものですから、そういう意味で除かせていただきました。

○平良昭一委員 県民所得であれば、沖縄県はまた九州の中でも違ってくるような立場になってくるわけですから、それで整合性が合いますかね。

○當銘健一郎建築指導課長 確かに、御指摘のとおり、例えば平成19年度の県民所得を見ても、全国平均270万8200円に対して、沖縄県は204万9000円ということで約74%ぐらいですけれども、類似県として宮崎県が77%ぐらい、長崎県が七十八、九%ぐらいということもございまして、福岡県を除くほかの県と同一金額でございます。

○平良昭一委員 端的に申し上げまして、これまでの単価が1.5倍になるわけですから、総額でどれぐらい変わってくるのでしょうか。

○當銘健一郎建築指導課長 建築基準法改正後で、例えば審査する項目が大変ふえているわけです。先ほど申し上げたとおり、確認に要する法定期間が21日から35日に延びたということもございまして。審査する項目もふえておりまして、例えば3階建ての共同住宅の審査項目の数でいきますと、建築基準法改正前の審査項目が61項目、建築基準法改正後は484項目でかなりふえてございます。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

儀間真明都市計画・モノレール課長から、乙第21号議案の質疑に対する答弁を訂正したいとの申し出がありますので、許可します。

儀間真明都市計画・モノレール課長。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 先ほど、嶺井委員の南城市の屋外広告物の適用の範囲について御質疑がございましたが、先ほどの答弁では、南城市の中の旧佐敷町、旧大里村が都市計画区域ということで、そこが禁止地域という話をいたしました。沖縄県屋外広告物条例では、市については全域、都市計画区域については町村が全域ということで、南城市は既に市になっておりますので、全区域が禁止地域の対象ということで、おわびして訂正をさせていただきます。

**○當山真市委員長** 次に、乙第32号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

**○仲田文昭土木建築部長** 平成22年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の78ページをお開きください。

乙第32号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない滞納者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので、今回の対象者は85件、91名であります。それでは、担当課長から御説明させたいと思います。

**○渡久山盛清住宅課長** それでは、御説明したいと思います。お手元に配付しております土木委員会説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

内容といたしまして5点を上げております。

今回の訴えの提起の概要についてであります。訴えの対象にしておりますのは、85件、91名です。なお、1件で複数名を対象としている事例がありますが、これは名義人が転居した後に、同居人が占有している場合でございまして、その名義人と現在占有している者の両名を訴える必要があるケースがございまして、それをあわせての件数及び人数となっております。今回の滞納総額でございまして、1874万2500円で、平均滞納月数で申しますと8.9カ月、平均滞納金額は22万500円です。下の表で、今回の提起分、それから前回の平成21

年第3回沖縄県議会（2月定例会）での件数などを載せております。それから、今回対象者の中の最高滞納額と最高滞納月数を申し上げますと、最高滞納額は75万8200円、滞納月数は16カ月分になります。それから最高滞納月数は21カ月分で、67万1400円となっております。

2ページ目に、提起に至るまでの県及び指定管理者の対応状況がございます。

まず最初に、短期滞納者に対しましては—これは1カ月から2カ月の滞納者ですが、滞納1カ月目から督促の対象としておりまして、文書及び電話、訪問等により督促を開始いたします。以後その作業が続きます。

それから②といたしまして、中期の滞納者—これは3カ月から5カ月に至る滞納者ですが、これは滞納月が3カ月目から指定管理者が随時面談を行いまして、状況把握に努めます。それから、分割納付等の指導を行います。それに応じた方に対しましては、納付誓約書を出していただくこととなります。

それから③といたしまして、長期滞納者—これは滞納期間が6カ月を超える者ですが、県が直接面談をしまして事情を聞き取り、状況の把握に努めております。こちらでも、分割納付等での支払いの意思の確認、それから納付誓約書の提出等をしていただいております。その際に、病気など特別な事情のある方に対しましては、分割納付期間—通常6カ月で話をするところを、最長18カ月ということで、いろいろなケースに応じまして対応させていただいております。

それから④といたしまして、支払いの意思の見られない方、長期滞納の解消が見込まれない方については、今回の訴えの提起の対象にさせていただくこととなります。これは、6カ月以上の滞納または20万円以上の滞納の方になります。それから、入居者への指導及び助言といたしましては、これらの一連の過程で、入居者の生活の困窮が一時的な出費によるものではなくて、長期にわたるような場合など—こういう場合には、生活保護等の福祉制度の相談窓口の紹介、それから多重債務者のケースの場合には、無料法律相談所の窓口紹介等をアドバイスしております。

次に、3ページの生活に困窮している入居者への配慮についてです。

県営住宅の家賃は、入居者の世帯収入に応じて定めておりますが、失業、賃下げ等による収入減があった場合には、家賃設定の途中においても、家賃の再設定—収入の再認定を設けております。収入の減少が著しい場合には、状況に応じまして現行の家賃をさらに減額する家賃減免制度もあります。このような制度につきましては、団地内に掲示するなど、滞納督促の際の説明資料として、周知に努めているところであります。

今回の対象者選定に当たりましては、法的措置の基準である6カ月以上の滞納があるものの、生活保護世帯ということで分納誓約に応じた方々については、

しばらく状況確認をする必要があるということで、今回の法的措置の対象から除外しております。下のほうに、これまでの減免件数及び減免額などを記載しております。

次に4ページですが、法的措置の実施状況とその結果についてです。

法的措置は昭和62年度から行っておりまして、平成22年2月現在までに1449件が提訴されております。その内訳といたしまして、自主退去した者は418件で、約3分の1に当たります。それから強制執行に至った者も420件で、約3分の1に当たります。滞納家賃を全額支払ったということで、現在、入居を継続している方が347件で約4分の1強、それか訴訟進行のもの及び明け渡し判決後に占有中の者等があります。明け渡しを命ずる判決が言い渡された者については、県としましては、家庭状況に可能な限りの配慮を行って、必要に応じて福祉事務所等と連携しながら任意での明け渡しに努めているところであります。

次に5ページですが、法的措置の実施と家賃収納状況についてです。

平成20年度の家賃収納状況は、調停額54億7223万6446円に対しまして、収入済額が47億3612万2160円、不能欠損額178万2306円、収入未済額は7億3433万1980円、収納率が86.5%となっております。収納率が改善している要因といたしまして一下の囲みの中で最近3年間の収納率を提示しておりますが、収納率が改善している要因としては、平成18年度より訴えの提起の議決を年1回から年2回にふやし、以前よりも滞納が増大する前に法的措置をとっていること、それから指定管理者制度の導入により、その効果があらわれてきたものと考えております。以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありますか。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 最初に、県営住宅の設置目的は何ですか。

**○渡久山盛清住宅課長** 設置の目的は、公営住宅法の第1条に示されておりました、これは国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足り

る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸するなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること、これが目的です。

○嘉陽宗儀委員 これは憲法第25条が根拠ですよ。

○渡久山盛清住宅課長 そうであると考えております。

○嘉陽宗儀委員 そうであれば、生活困窮者それから住宅に困っている人たちについては、当然憲法第25条のすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する一地方自治体は保障する義務があるということから考えたら、基本的に住宅困窮者については、公営住宅を建設して生活権を保障しなければならないというぐあいになっていますけれども、特に今は住宅が圧倒的に少ないと思うのですが、今入居申し込みをした待機者は何名いますか。

○渡久山盛清住宅課長 平成21年度の募集を今年の7月に行っておりますが、今その手持ちの資料がございませんので、参考までに平成20年度の募集状況でちょっとお示ししたいと思います。平成20年度の募集戸数は527名、これは倍率でいいますと11.4倍でした。それに対しまして、平成20年度に入居された方は398名でございます。これは、先ほどの527名の方からの率で申しますと、93.4%の方は平成20年度の申し込みで入居されたということです。ちなみに、平成21年度につきましては、386名の空き家待ちで入居できますということで抽選された方々です。これにつきましては、応募の倍率は14.4倍になっておりますが、こちらにつきましては、現在の入居状況はちょっと手元に資料がございませんので、すぐにはお示しすることができません。

○嘉陽宗儀委員 平成20年度の数字を見ると、527名が入居でき、申し込みはその11.4倍という答弁をしていましたけれども、この11.4倍の実数は幾らですか。倍率ではなくて実数は。

○渡久山盛清住宅課長 先ほどの数字ですが、ちょっと私は表を見間違えていましたので、改めて今の御質疑とあわせてお答えいたします。平成20年度の募集戸数一これは抽選の結果選び出された方ですが、これは527名です。それに対しまして、応募された方が5994名、それで倍率が11.4倍です。それに対しまして、入居ができた方は492名、それが先ほどの抽選で選び出された方一527名

に対する数で、93.4%が入居できたということです。

○嘉陽宗儀委員 今の数字を見ると、土木建築部長ね、最初に県営住宅の設置目的は何かと聞いたのは、余りにも多すぎる。これについては、もっと県営住宅、公営住宅を増設して、こたえていく努力をすべきだと思うのですよ、政治的にも。どう思いますか。

○仲田文昭土木建築部長 確かに11.4倍というのは、非常に大きな倍率であると認識しております。これは、また国から大きな一県、市町村等もそうなのですけれども、国の補助を受けてやっているところがありまして、これが国の予算の制限といたしますか、この枠内でやっておりますので、需要としてはまだふやさなければいけないのではないかと認識しておりますけれども、これは今後の課題ではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 西銘県政時代はかなりふやしたのだけれども、それ以降はほとんどふやしてなくて、今もふやさない、金がないとって、老朽化した建てかえはやるけれども新しくつくらないと、こうなっていますよね。引き続きそういう方針で臨むのですか。今言った約6000名ぐらいの入居待ちの人たちがいるのですけれども、これについての特別な対策は考えないのですか。

○仲田文昭土木建築部長 当面といたしますか、復帰後建てた老朽化しているものを、早目に安全な面から建てかえることを優先しなければいけないかと思えます。だから、それを目的といたしますか、それが終わった後に新しい方針といたしますか、それは検討していくことになるかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 そういう老朽化したものを建てかえるというものをやってから、もう10年ぐらいになるのではないかと思うのですけれどもね。今の方針だと、あと何年ぐらいこの老朽化したものを建てかえて、何年後からは新しい県営住宅をつくる計画があるか、それは考えていますか。

○渡久山盛清住宅課長 先ほど御指摘がありましたように、現在、県営住宅は建てかえを中心にやっておりまして、これは平成13年度から平成22年度までの予定で、10団地について順次建てかえを進めております。まだしばらくその建てかえが続きます。ということで、平成25年度ごろまでは、建てかえ中心の整備になっていくものと考えております。それから、県全体の公営住宅の整備計

画といたしましては、沖縄県住生活基本計画を策定しておりまして、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画を盛っております。これで、県全体で整備する戸数といたしましては、総数で1万6000戸、これを供給していきたいと考えております。その内訳ですが、新規に900戸、それから建てかえで4100戸、これで5000戸になります。それから、空き家募集を順次行っていきますので、これで1万1000戸、あわせて1万6000戸を10年間で供給していく計画をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 平成10年から10年間、需要はどんどんふえるのに、一向につくらないといたら、こんなに6000名ぐらいの待機待ちというのは、やはり異常なので、今の計画—平成25年度ぐらいまでに云々と言っていたけれども、改めて洗い直して、今の状況にマッチしたような格好で、やはり憲法第25条の精神を踏まえて、計画はちょっと議論し直したらどうですか。

○仲田文昭土木建築部長 その時々々の住宅事情というのですか、当然、時代とともに変わっていくと思いますので、その辺は時代により適宜判断して、計画を立てる必要があるのではないかと考えております。

○嘉陽宗儀委員 需要にこたえるように努力をしてください。それで、私は前にも二、三取り上げていますけれども、子育て支援で子供所帯—子供を五、六人抱えていて、なかなか民間のアパートでも低収入のために難しいので、県営住宅に優先して入居させるべきではないかということを質疑したことがありますけれども、これは今どうなっていますか。

○渡久山盛清住宅課長 優先入居の対象となる世帯の一つとして、多子世帯、これも対象となっております。

○嘉陽宗儀委員 私の質疑は—具体的に言いたいのは、夫婦はいるけれども子供が6人いると、こういう場合には、普通の民間アパートでは難しいから、県営住宅に優先して入居できないだろうかということを聞いたら、皆さん方はくじ引き制度があるので、こういう人たちは優遇措置として、くじを2回引かせますという、こんな答弁になっていますよね。それはどうなのですか。

○渡久山盛清住宅課長 現在、基本的には、応募者が多いと抽選になるのですが、優先入居対象世帯の県営住宅の入居に際しましては、くじを2回引くとい

うことではなくて、抽選で当選の確率が一般の方々に比べて、おおむね2倍程度になるように割り当て抽選を行っているところです。

○嘉陽宗儀委員 議事録を起こせばわかるのですけれども、前に一般の入居者が幾らで、それからそういう優先入居対象世帯のものが幾らで、大体割合で決めておいて、その割合に応じてくじを引き、かなりの確率で優先入居世帯が入れるようになっていたという説明を受けた記憶があるのだけれども、これは今はないのですか。枠を決めて、その結果として、確率が高くなるという説明を受けた覚えがあるのですけれども。

○渡久山盛清住宅課長 現在は、その戸数の枠を優先入居世帯に当てはめるということではなくて、先ほど申しましたように、抽選によってその当選の確率がおおむね2倍になるように、割り当てを行っているということです。

○嘉陽宗儀委員 前はたしか、一般入居と優先入居の割合を決めて、それでくじを引くから、確率としても高まると言っていたけれども、今は抽選によって2倍になるという具体的な方法は、どういうことになっていますか。

○渡久山盛清住宅課長 例えば、募集戸数が100戸で、応募者数が1500名という想定でやっておりますけれども、この内訳といたしまして、一般の方が1000名、特定目的ということで優先入居対象世帯の方が500名という仮定で例を出しておりますが、優先入居対象世帯の当選の確率が2倍となるように、募集戸数を分配することにしております。その結果、一般向けの戸数としまして、募集戸数100戸のうちの一般向けで50戸、それから、優先入居対象世帯に対して50戸と案分いたしまして、抽選をいたしますのは、一般応募者1000名に対して、一般向けの戸数50戸で抽選を実施いたしまして、それから優先入居対象世帯の応募者500名に対しまして、その世帯に向けた戸数を50戸割り当てをいたしますと、当選の確率といたしましては、一般の世帯の方は50戸で、それに対する応募者が1000世帯、これで計算上5%の確率ということになりまして、それから優先入居対象世帯の場合では、50戸の割り当てに対しまして、500世帯の応募があるということで10%の確率、そういう考え方で当選の確率がおおむね2倍と考えております。

○嘉陽宗儀委員 では私が言ったように、一般入居世帯と優先入居対象世帯の部屋数を全部分けてやると、そういうことでしょうか。その実績はどうなってい

ますか。

○**渡久山盛清住宅課長** 平成20年度の空き家募集の実績でございますが、ちょっと時点が古くて、平成21年11月末現在の状況ということで申しますと、一般世帯が323戸、これが入居されておまして、優先入居対象世帯の方が166戸入居されております。優先入居世帯はいろいろな方々がございましてけれども、その総合計で166世帯という状態になっています。

○**嘉陽宗儀委員** みんな住宅に困っているわけだから、みんな早目に入れてくれたらわかるのだけれども、これだけ母子家庭とか障害者を持っている家庭とか、子育て真っ最中の人たちについて、僕への相談というものは、3カ年ぐらいずっと外れているとあってね、もう子供も大きくなるというものがあるので、できるだけ実態に応じて答えられるように努力はしてください。これは要望しておきます。今度の議案との関係からちょっと聞きますけれども、減免制度がありますよね。これはどうなっていますか。

○**渡久山盛清住宅課長** 減免の制度につきましては、家賃を決定する際に、予測し得なかった理由によって、収入が著しく減少した場合に家賃の減免を行っております。これは申請に基づいて、それが該当する場合に行うものでございます。まず、入居者名義人の死亡あるいは失業等により、収入月額が5万2000円以下になった場合、これは通常の場合です。それから2つ目のケースといたしまして、入居者が3カ月以上の療養を要する病気等にかかり、その医療費用が高額で、医療費用を控除した後の入居者の収入の月額が収入基準額一先ほど申しました5万2000円以下になった場合、それから災害等により著しい損害を受けた場合、そういった方々の場合に、申請に基づいて減免する場合があります。

○**嘉陽宗儀委員** それに基づいた申請件数と、皆さん方が減免措置をした件数は何件ですか。

○**渡久山盛清住宅課長** 減免の認定件数で、ちょっと申請件数ではないのですが、その実績といたしましては、先ほどの土木委員会説明資料の3ページにございますが、平成21年度一これはことしの2月の申請分までなのですが、これで66件ございます。減免の額で言いますと510万3100円、それから平成20年度、これは減免の件数が64件、平成19年度は19件などとなっております。

○嘉陽宗儀委員 申請をして却下された件数、これはわかりますか。

○渡久山盛清住宅課長 ちょっと今正確なデータがございませんので、正確な答弁はできないのですが、控えている担当職員に聞きましたら、今年度、申請を受けた者のうち、二、三件は却下した例があるということでございます。それに対して、先ほど申しましたように、平成21年度の2月現在での件数が66件ということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この二、三件でもいいですから、却下理由は何ですか。

○渡久山盛清住宅課長 先ほど申しましたように、手元に正確な資料がございませんので、今また聞き取りでお答えしているのですが、先ほど2件か3件と申しましたが、そのうちの1件のケースなのですが、それは家賃の再認定の申請がございまして、その申請をした後に家賃の減免の措置の申請がございましたので、その両方をする事ができないということで、却下したものがございます。

○嘉陽宗儀委員 家賃は何カ月滞納すると、減免対象にならないというものはありますか。

○渡久山盛清住宅課長 家賃の3カ月以上の滞納者に対しては、減免措置の対象にはしておりません。

○嘉陽宗儀委員 実は、これを聞くために遠回りをしたのだけれども、実際上その減免制度というものは、家賃を払えずに困っていると。そうであれば、今3カ月滞納したら、減免措置を受けられないということになっているため、こういう訴訟に持ち込まなければならないという問題があるわけですよ。当然、その家賃滞納が、さっき言った収入の基準とか何とかであればわかるけれども、困って家賃滞納をして助けを求めているのに、ところが減免制度がありながらこれを切り捨てるということになっているのですよね。だから、そのためにこういう訴訟手続をせざるを得ないということが出てくるわけだから、少なくともね。だから、本当に実態等に応じて、督促しても払えないという一払わない理由があるわけだから、やはり合理的理由があれば、今言った3カ月云々だけを言わずに、本当に減免に値するものであれば、そういう措置を今後改善して

いくべきだと思いますけれども、どうですか。

**○渡久山盛清住宅課長** まず、3カ月以上の滞納者を対象にしていらないと言いますのは、3カ月以上の滞納が生じますと、まず法律、それから条例に基づきまして、明け渡しの請求の対象になるケースになります。ということで、これについては私どもも、先ほど説明しましたとおり、こういった滞納が生じないように、一月目から丁寧に説明をして、それから減免制度、それから収入の再認定の制度等を周知しているところがございますので、まずは滞納が生じないように、お互いに周知しながら努力をしていく、そういった作業をしていきたいと考えているところです。

**○嘉陽宗儀委員** これは今後の課題にしてもらって、皆さん方はこちらの要望で、例えば一括払いをしないとだめだといったものを、分割払いを認めてもらおうとか、そういう弱者救済の手を幾つかやってもらっていますよね。これはいいと思うのですよ、そういう面ではね。しかしここに来て、例えば、生活保護を受けようとしても、この生活保護の家賃基準があるものだから、民間アパートは5万円、6万円になってなかなか入れないと。ただ、県営住宅であれば、生活保護の住居条件でいえば該当する。結局、減免措置で追い出される前にこれをやったらどうかといったら、3カ月以上滞納しているからだめだといって、結局安いものを探せないから生活保護も受けられない、皆さん方には追い出されるというね、路頭に迷うことになる。そういう具体的な事例については、もっとやはり血の通った、情けの通ったことをしないと、しゃくし定規に子供を抱えている母子家庭が右往左往しているというものがやはりあるわけだからね。今後は、運用の問題でもずっと検討してみたらどうですか。

**○渡久山盛清住宅課長** 先ほど申し上げたことなのですが、やはり私たちは、3カ月以上の滞納者が出ないような努力を精いっぱい行っていきたいと思います。ということで、今御提案もあるのですが、指定管理者と連携を密にして、今後その作業を続けていきたいと考えております。

**○嘉陽宗儀委員** この生活困窮者で、今は不況で仕事がない、収入がない、そういう意味では、ホームレスもどんどんふえ続けているという状況の中で、最後のとりでである県営住宅も追い出されて、もう行くところがないと、そういう実態になっているのです。それで、私は去年のこの議案でも強制執行をすると、強制立ち退きをさせると、普通の民間のアパートは高いわけだから、一応

安い家賃といって県営住宅に今すがっているけれども、そこを追い出されたら高いところにしか入れないと。この人たちは、ではどこへ行って生活をすればいいかということを知った覚えがあるのですけれども、皆さん方は、去年、強制執行をして追い出した人たちが、今どういう生活をしているかつかんでいますか。

○渡久山盛清住宅課長 私の方では把握しておりません。

○嘉陽宗儀委員 今の制度上、これは必要の場合もあるだろうけれども、今の不況の中で、どんどん労働者が首切りされて、不況で仕事がない、収入がない、どん底の生活であえいで、せめて子供たちはそういう住宅で生活させたい、ところがないから追い出される、行き場がないのですよ。これについては、皆さん方としては一住宅課として、憲法第25条の精神から言えば、当然救済しないといけないのに、全くやらないのですか。

○渡久山盛清住宅課長 先ほど配付しました資料でも書いてあることなのですが、訴訟を行いまして、明け渡しの判決が出された者に対して、私たちはすぐ強制執行をしているわけではなくて、家庭状況を可能な限り把握するように努めてその配慮を行うなどで、必要な場合には、福祉事務所等との連携をしながら、任意での明け渡しをまず求めております。それで、どうしても長期にわたってその問題の解決がされない場合に、強制執行をしているという状況です。

○嘉陽宗儀委員 だから、通常の場合には理解できないわけではないけれども僕は言ったけれども、今は大変な実態で、ホームレスがどんどんふえ続ける、自殺者もふえ続けて400人余りを突破しているという、そういう本当に重大な事態であるにもかかわらず、皆さん方はしゃくし定規に金を払わないのは出て行け、追い出すということをやっているかどうかということ、僕は今聞きたいわけです。

○仲田文昭土木建築部長 この県営住宅、公営住宅につきましては、所得の低い方に住宅を供給するというのが本来の目的でございます。その中で、現在住んでいる方には適切に、収入に適応な家賃を支払っていただくようにしているわけございまして、また、滞納にならないように一カ月の滞納があったときから、その年の途中で所得の変更があった場合は、申請して家賃を下げてもらおうとか、そういったものも方法としてありますので、私どもはこれを早目に

周知して、長期滞納にならないようにまず努めることが大事なのではないかと思っております。あと、長期滞納になった場合につきましても、これは早目に、また待っている人もいらっしゃいますので、そういったことなどを適切にやって、また社会状況も非常に厳しい中にありまして、私ども土木建築部だけではなくて、住宅に困るとかそういうものにつきましても、ほかの施策でもって福祉関係部局との連携をとって対応していきたいと考えております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案県道の路線の認定及び廃止について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 平成22年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その3)の84ページをお開きください。

乙第35号議案県道の路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本議案は、新石垣空港アクセス道路事業に着手することに伴い、道路法第7条第2項の規定に基づき、新たに新石垣空港予定地までの石垣空港線を認定する必要があります。

また、現空港までの路線については、同法第10条第3項の規定に基づき、同時に廃止するものであります。

なお、廃止する路線については、市道として石垣市が認定する予定となっております。

これから、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○**前泊勇栄道路管理課長** それでは、乙第35号議案県道の路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。お手元のA3の平面図をごらんいただきたいと思っております。平面図では、認定の区間として、赤色で示した路線となっております。基点は、右側の新石垣空港の施設の出入り口から、終点は石垣市一左側の国道390号までの約9.3キロメートルとなっております。平成25年3月開港予定の新石垣空港が1年未満の間に石垣空港となった時点で、基点の名称も変更

する予定でございます。そのため、路線名は石垣空港線としております。また、現空港までの路線については、道路法第10条第3項の規定に基づき、同時に廃止するものであります。平面図では、左側の茶色で示した路線で、延長は799メートルとなっております。なお、廃止する路線については、市道として石垣市が認定する予定となっております。平面図をごらんのとおり、赤と茶の路線が大方重複しているのですが、現空港が平成25年3月までに供用しているということから、その間は県がその路線を管理するものとして、市と調整しているところでございます。以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當山眞市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

**○高嶺善伸委員** 廃止する路線について教えてもらいたいののですが、これは路線廃止というと県道でしたので、行政財産として市に移管する場合は、有償とか無償とか、どのような手続が必要ですか。

**○前泊勇栄道路管理課長** 県道から市道に移管する場合においても、その道路敷の一地面としては道路ですので、相互無償主義という形で、無償で市に移管するということになります。

**○高嶺善伸委員** それから、認定路線についてお聞きしたいのですが、起点は新石垣空港となっているが、路線名が石垣空港線なので、新石垣空港の名称が石垣空港となった時点で起点名を変更するという説明がありましたが、新石垣空港は石垣空港と正式な名称となることになっているのですか。

**○仲田文昭土木建築部長** 新しい空港につきましては、地元の要請がありまして、いろいろと名称を新石垣空港ではなくて、ほかの名称にしてもらいたいという要請があると一これは観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会で陳情として出されておりますけれども、それにつきましては、地元のほうで、一般公募といいますか、そういったものを行って、新しい空港の名称を定めるという

こととございます。

○高嶺善伸委員 私はそれで聞いたのですが、この名称と起点となる石垣空港というものは、別の取り扱いということですか。

○前泊勇栄道路管理課長 認定行為がですね、起点が新石垣空港ということになっているのですけれども、新しい新石垣空港の名称がどういう形の名称にしても、その名前で起点を変更する予定でございます。

○高嶺善伸委員 今度は終点ですけれども、全部石垣市なんだけれども、あえて一例えば真栄里東原とやらずに、終点を石垣市とやったのは何か理由があるのですか。

○前泊勇栄道路管理課長 道路法の認定の中で、以前は字名までが認定の起点・終点の表示でしたけれども、新しく認定行為が主要地一例えばこの場合だと新石垣空港ですけれども、終点は国道390号までという形で、最近は字名は使ってございません。あくまでも、石垣市が主要地ということになります。

○高嶺善伸委員 よくわかりました。それで、今回の議決の要件なのですが、これから事業としての採択あるいは用地買収等々があるわけですが、この時期、この県議会で認定というのは、作業手順上、どのような位置づけになるわけですか。認定の時期というものについてです。

○前泊勇栄道路管理課長 まず、認定の条件ですけれども、事業が採択するのが確実であることということで認定をした後、次の法的行為は区域の決定をした後、事業の着手ということになります。

○高嶺善伸委員 国の公共工事も大変厳しいというもので、平成22年度の採択等々、見通しなどもあると思うし、また認定をして採択にならないといっても困るものですから、平成22年度事業の見通しとして、採択区域の決定等々、確実な見通しの中で、今県議会で認定ということになるわけですか。

○新里末守道路街路課長 新石垣空港アクセス道路につきましては、平成21年度の地域活力基盤創造交付金、これは従来地方道路整備臨時交付金といていた予算なのですが、平成21年度に名称を変えましたが、その平成21年度の地域

活力基盤創造交付金の中で、既に委託の予算をいただいて、新規事業化しております。それで、平成22年度からは本格的な実施設計、測量等に入る予定でございます。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成20年第68号外35件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲田文昭土木建築部長。

○**仲田文昭土木建築部長** 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には、下線を引いてあります。

陳情平成21年第74号の4平成21年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、件名及び陳情の要旨に記された番号順に処理概要を御説明申し上げます。

19ページをお開きください。

8、伊平屋村前泊港の整備及び伊平屋村野甫港の待合室等の整備については、「前泊港の泊地浚渫の現地調査を行い適切に対応したいと考えております。」から、「前泊港の泊地浚渫については、工事に着手しております。」に変更しております。

次に、20ページをお開きください。

12、座間味港の航路浚渫については、「現地調査を実施し、早期に対応したいと考えております。」から、「浚渫工事に着手しております。」に変更しております。

次に、25ページをお開きください。

22、上地港（竹富町）の西側防波堤の整備については、「平成21年度新規事

業として、早期に工事着手する予定であります。」から、「平成21年度の新規事業として工事に着手しております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明申し上げます。

まず、50ページの陳情第3号大里城跡都市公園計画に係る土地収用補償金の範囲に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

大里城跡公園は、南城市が都市公園として事業中であり、陳情者の土地については、現在用地買収交渉中であります。

南城市によると、当該土地の評価に当たっては不動産鑑定を行い、造成後の土地の形状を評価して土地価格を設定しているとのことであります。

県としては、今後も南城市が適切に対応していくものと考えております。

次に、51ページの陳情第48号の2非婚母子世帯に寡婦控除をみなし適用し、他の母子世帯と同等の生活水準を確保・支援することを求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

県営住宅の家賃を決定する際の収入は、公営住宅法施行令第1条により、所得税法に基づき算定しております。所得税法では、非婚の母子世帯については寡婦控除の適用はされておられません。

また、国土交通省からは、公営住宅法等の規定を超える条例制定はできないとの回答を得ております。

このことから、県としては非婚母子世帯に対し、寡婦控除を独自の裁量により適用することは困難であると考えております。

今後は、国の動向及び各県の状況などを踏まえ、対応を検討していきたいと考えております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○當山真市委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 陳情第48号の2の非婚母子世帯の寡婦控除の件ですが、2009年11月17日の新聞報道にあります。この陳情の中にある例として、この新聞報道の件について、把握されていますか。

○渡久山盛清住宅課長 その記事は承知しております。

○照屋大河委員 非婚ゆえ住宅退去ということになったようであります。新聞記事を見ると、「母娘、2人で8年間暮らした県営住宅の退去を余儀なくされた。家賃算定に寡婦控除が適用されず、入居基準の収入を超えたのが理由。」ということですが、少し説明をいただけますか。

○渡久山盛清住宅課長 平成20年2月、収入認定と家賃決定通知を送付しております。平成20年度の所得が282万9600円ありますので、それで収入認定しますと、5ランクの収入になるということで通知しております。その際に、寡婦控除ができないということで認定をいたしまして、収入ランクが5ランクと通知をしたところです。それに対しまして、3月25日に当該入居者より、寡婦控除を適用した上で、収入の認定をしてくださいという要望が出されております。これにつきましては、いろいろやりとりがありまして、法律上その扱いができないということで、平成20年度はそれで終了しております。それで、新聞記事では家賃が高いと書かれておりますが、収入ランク5ランクでいいますと、家賃は7万5200円、その前の家賃が収入ランク1ランク相当で、3万5900円でしたので、倍近い家賃になっているということです。この方は、平成21年3月15日に退去されております。

○照屋大河委員 先ほどから、収入基準等について1ランクとか5ランクということですが、その基準は県が持っているわけですか。そのランクとその辺について、少し説明をいただけますか。

○渡久山盛清住宅課長 公営住宅の収入のランクと申しましたが、家賃制度の大もとになります。これは公営住宅法で定められております。これは、収入のいろいろなランクといたり、分位といたりしてありますが、第1分位、第2分位、これで細かく分けられておりまして、第1ランクと申しますのは、収入の最低の区分で、月額で申しますと認定月額が0円から10万4000円、これが第1ランクー第1分位です。第2分位は、10万4001円から12万3000円まで、それから第3分位が12万3000円を超えて13万9000円、第4分位が13万9000円を超え

て15万8000円までということで、これが通常公営住宅で対象にしている方々です。あと、高齢者とか障害者の方々につきましては、もう少し月額が高いところまでということで、15万8000円を超えて21万4000円までの枠で一裁量階層と申しておりますけれども、先ほど申しました高齢者、障害者の方々については、ちょっと緩目の枠を設けております。これは公営住宅法それから公営住宅法施行令一法律で定められている区分でございます。これに対しまして、こういった細かな分位ごとに標準家賃が設けられておりますので、あとはその標準家賃にその団地の立地場所、それから団地の建てられた経過年数といった係数を加味しまして、家賃の月額が設定されます。ですから、基本は収入の区分で決められているということでございます。

**○照屋大河委員** そのランクにおける家賃の決定なのですが、今回のケースは平成20年度に収入を査定するのかな、家賃の決定通知をするということですが、この家賃を決める作業というものは、どの程度の期間のうちに行われるということですか。先ほど7万円だったということですが、9万円にだんだん上がってきて、そうなったらしいのですけれども、これを決める作業というものは、どの程度の期間のうちに行なわれるのですか。

**○渡久山盛清住宅課長** 先ほどの制度が基本になっていきますので、毎年入居者の方々からは、収入の申告を求めています。その時期は毎年6月です。そのときに必要な書類を添付していただいて、次年度の収入の認定をいたしますので、その作業をいたしまして、それぞれ入居者の各世帯、本人あてに認定した結果を通知するのが、先ほど平成20年2月と申しますが、その2月ごろに、その4月以降に認定された収入はこれこれですので、家賃はこの額になるという通知をします。ですから、6月から2月にかけてその作業が行われるということです。

**○照屋大河委員** この査定なのですが、先ほど陳情にもありましたように、寡婦控除を受けることができなくなって、今回、県営住宅を退去せざるを得なくなったということなのですよ。この申告に対する書類等において、そういった未婚であるとか、寡婦控除が受けられない条件がわかるような項目もあるのですか、そこには。

**○渡久山盛清住宅課長** 先ほどの収入申告をしていただくときに、結婚歴を記述する欄がございます。それから、添付書類として戸籍謄本をつけていただき

ますが、戸籍謄本の場合には、結婚の経歴等が表示されていたり、されていなかったりというケースが考えられますので、申告をしていただいているのと、添付書類がごさいますということです。

**○照屋大河委員** この新聞にあるように、毎年そういう書類を持ってやっていて、特に寡婦控除の適用がわかったからこのような事態ではなくて、収入がふえていって、基準を超えたということのみでのことですか。この方は、これまで寡婦控除は適用されていなかったのですか。その辺をちょっと確認したい。

**○渡久山盛清住宅課長** 先ほど、平成20年度から第5ランクになるという通知の話をしたしましたが、平成19年度まで、誤って寡婦控除を私たちが適用していたということでごさいます。それを、平成20年度の収入認定に当たりまして、それが適用することができないということがわかりましたので、平成20年度からそういう収入認定をしたわけです。

**○照屋大河委員** 皆さんのほうで誤って寡婦控除を適用していた。突然、これが当事者としては、こういうことがわかって、生活設計もあったはずですが、適用を外されるということになって、今回退去することになるわけですが、県としては、母子世帯に対する寡婦控除が受けられる非婚等についてのこういった例の把握というのですか、今回のように寡婦控除が適用された場合、今回のケースでいけば基準内ということではあるのですか。

**○渡久山盛清住宅課長** 仮に平成20年度時点で、寡婦控除の適用があると収入ランクが第4ランクになりまして、先ほど申しましたように、公営住宅の入居資格の対象になる枠内に入ることでごさいます。

**○照屋大河委員** 先ほどあったように、平成19年度までは誤って皆さんのほうで適用をしていたが、今回のケースでは、結局、寡婦控除は適用されないということがわかって、当事者との話し合いについては、どの程度理解を求めるのか。陳情もありますし、新聞報道にもありますので、話し合いは持たれたと思うのですが、どの程度の回数行われたのか、あるいはどの程度の内容だったのか、その辺について伺います。

**○渡久山盛清住宅課長** 本人との話し合いの場としましては、今手元の記録で申しますと、平成20年2月に家賃の認定通知を送付しております。3月に、先

ほど申しました本人から収入認定の見直しの意見書が出されております。そのときに話し合いをしたということと、それから平成20年5月に、意見書に対する回答を示すということで、本人と私どもとの話し合いをしております。この2回です。

**○照屋大河委員** 土木建築部長、この件については、誤ったことに気がついて一見直しの通知をもって初めてわかるわけですよ。これまでの家賃が急に上がる通知が来る一倍にもなるような通知が来るわけですからね。この辺の対応については、しっかり協議をしてほしい。こういう形で、もともと自分たちが間違っていたのだから、平成19年までは間違った認定をしていたわけですから、その違いについていきなり通知をもってやるという点については、しっかり見直してほしい。まず、土木建築部長に申し上げておきます。それで、先ほど大慌てで県営住宅関係法規集を昼休みをお願いしていただいたわけですが、この寡婦控除について、所得税法との兼ね合いもあって、今回陳情者が言うようなみなし適用をして算定することが非常に難しいという説明を先ほど受けたわけですが、所得税法等との兼ね合いで、その辺についてもう一度詳しく説明をいただけますか。

**○渡久山盛清住宅課長** 先ほど申しましたように、公営住宅の家賃は、法律で収入に応じて決定することになっております。その際の収入ですが、公営住宅法施行令第1条で、所得税法に基づいて算定することになっております。所得税法で、今問題となっている寡婦控除なのですが、その寡婦の定義が所得税法でなされておまして、寡婦とは、夫と死別もしくは夫と離婚した後、結婚をしてない者、または夫の生死の明らかでない者となっております。非婚の母子世帯が、寡婦に当たらないということになりますので、公営住宅法でいう寡婦控除が適用されないこととなります。もう少し詳しく申し上げます。公営住宅法施行令第1条第3号で、収入の定義がございますので、もう一度条文を読み上げたいと思いますが、収入につきましては、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法に準じて算出した所得金額の合計から、次に掲げる額を控除した額を12で除した額となっております。こちらでいう所得税法で控除する額といいますのが、その中のホの欄、入居者または同居者に所得税法に規定する寡婦または一寡婦というのは婦人の寡婦です、または同じく所得税法に規定する寡夫—これは夫の寡夫ですが、寡夫がある場合にはその1人について27万円、これを控除することができるとなっておりますが、その寡婦の定義が今所得税法にゆだねられておりますので、それで非婚の女子が寡婦で読めない

いうことで、控除することができないということでございます。

**○照屋大河委員** 法律的な住宅運営ですかね、そういう意味ではわかるのですが、寡婦の定義として一別の委員会であったかもしれませんが、さまざまにあるようです。これは国の中で、その寡婦に対する基準の議論もあるようですが、この陳情者がいうみなし適用ということについては、どういう見解をお持ちですか。

**○渡久山盛清住宅課長** この件がございまして、私たちの中でいろいろ話がありまして、国に対して、この件の扱いを要望として出した経緯はございます。これは、国といたしますのが国土交通省なのですが、毎年の予算要求をする段階で、各県がこの制度等につきまして、いろいろ要望を国に提出するのですが、沖縄県としましては、このケースを踏まえた上で、母子世帯の収入の算定に対して、未婚者は寡婦控除はないが、既婚者と同様に控除し、子育て世帯の支援を拡充されたいということで要望は出しました。ですから、これは何とか法制度上処理することができないかということで、議論した上で国に出したのですが、しかし最終的には法律事項でございますので、それがうまく私たちが使えるような制度がつけられることを望んでいます。

**○照屋大河委員** この沖縄県の母子世帯の現状—先ほど嘉陽委員からもあったように、子供の品行の問題ですね、公営住宅法の目的に照らした現状について、土木建築部住宅課とすれば、この法律に沿ってやるかもしれませんが、現状をしっかりと把握して、母子世帯についての子供の品行、親の事情でものばかりが先行して—母子世帯の子供にとって、自分の母親が結婚して離婚した、あるいは結婚していないのかということとは全く関係ないわけですよ。そういう意味で、子供の生活の実態の目線で、こういうことがないように、ぜひその担当部—福祉保健部あたりとの連携になるかもしれませんが、先ほど言ったようにしっかりと国に求めていっていただいて、何とか県で対応できないか、その辺について伺いたい。

**○仲田文昭土木建築部長** これは、国との法律の関係で非常に難しい面があると考えております。また、社会情勢といたしますか、昔からの歴史的なものもありまして、あれから時代は変わってきているという背景も、今後考慮すべきではないかと思っておりますので、私どもも引き続き、国土交通省の担当者との会議もありますので、また、福祉保健部とか土木建築部に関する問題だけでな

く、ほかのところでも寡婦の取り扱いについては、法律的な縛りがあると認識しておりますので、その辺との意見交換あるいは連携をとりながら、引き続き研究といいますか、当たっていきたいと考えております。

**○照屋大河委員** 保育料等では、みなし適用をして減免されているという事例もあるようです。しっかり取り組んでいただきたいので、よろしくお願ひします。特にこういう規定—公営住宅法や条例などにおいては、知事裁量—知事が認める場合にはとといったものを、ちょっと僕は見つけることができませんでしたが、そういうことも最大限に、知事の政策的な判断も含めて、何とか沖縄県の非婚の母子世帯が寡婦控除を受けられない—そういう実態がある人たちですね、今の現状を解決できるような取り組みをお願いしたいと思ひますので、この辺はまた福祉保健部あたりとしっかり連携して取り組んでいただきたい。よろしくお願ひします。

**○當山眞市委員長** ほかに質疑はございませぬか。  
吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 陳情平成20年第160号那覇伊平屋航空路線開設に関する陳情からお話をしていただきたいと思ひます。現在の進捗状況を教えてください。

**○与那覇義博空港課長** 伊平屋空港につきましては、我々としましては、住民生活の安定と地域振興の観点から、空港は必要であると認識しております。経緯でございませぬが、平成11年度から基礎的調査を実施してございませぬが、平成17年11月には伊平屋村、伊是名村、そして沖縄県で構成する伊平屋空港協議会を設置してございませぬが、平成18年度、平成19年度にパブリック・インボルブメントを実施してございませぬが、平成20年度には、環境影響評価方法書に係る手続を完了してございませぬが、現在、環境影響評価準備書の作成を進めているところでございませぬが。

**○吉田勝廣委員** パブリック・インボルブメントというのはどういうことですか。

**○与那覇義博空港課長** これは、事業を実施していく中で、計画の段階から住民の意見等、そして住民参加型の合意形成を図っていかうということとございませぬが、パブリック・インボルブメントのステップ2ということとございませぬが。

て、ステップ1の中では、空港がより必要かどうかという基本的な意向調査です。そして2番目は、空港をもしつくるのであれば、こういう基本的な施設等で考えていきますよという、そういう基本計画の提示とか妥当性の情報等を提供して、意見を集約していくということでございます。

○吉田勝廣委員 そうしますと、今概略の設計図のようなものは出して、住民の意見を求めているということになりますか。

○与那覇義博空港課長 図面等の基本的といいますか、それは提示しております、そういう意見等を募っているということになります。失礼しました。それは終わっております、住民が合意形成といいますか、基本的に賛成ですかどうですかという地主等の意向調査もやっております。

○吉田勝廣委員 その結果は、大体どういう感じですか。

○与那覇義博空港課長 これは基本的には野甫島で計画しております、地元予定地の全地権者が92名おります。その92名のうち、91名からは同意を取りつけております。残りの1人が、まだ同意は取りつけていないという状況でございます。

○吉田勝廣委員 大体その図面の概略はできるわけだから同意書もとれるし、将来この空港については可能性も求めているわけですから、ある意味では、この環境影響評価準備書作成は、今年度ということが書いてあるわけだから、今年度もあと1週間ぐらいしかないから、ほぼ終わっているということでは理解してよろしいでしょうか。

○与那覇義博空港課長 平成21年度は環境影響評価準備書の手続という形で、今年度は一応完了する予定でございます。

○吉田勝廣委員 そうすると、パブリック・インボルブメントー横文字だけれど一要するに地主はほぼ100%オーケーだと。そうすると、空港をつくることは、恐らく伊平屋村議会を含めて、当然賛成であるわけだから、ある程度はクリアしたと。地元の調整や住民の意見とか、それもクリアしたと。平成20年度から環境影響評価の手続を進めて、それは終えて、平成21年度は環境影響評価準備書の作成だから、ほぼこの仕事は終わったと理解していいのかな。今後の

方向性を示してください。

○与那覇義博空港課長　こういう形で進めてきまして、平成22年度～来年度に環境影響評価準備書を経て、評価書というように進行していきます。そういう手続がある程度クリアしていきますと、あとは事業採択、事業という形で進めていく段階になっていくということになります。

○吉田勝廣委員　そうすると、ほぼ計画どおり順調に進んでいるということと理解していいですか。

○与那覇義博空港課長　内部の手続上、そういう形ではありますが、昨今のこういう経済情勢、あるいは国の動向の中でも、まだクリアすべき、調査すべき課題は残っていると考えております。

○吉田勝廣委員　調査する課題というものは、大体どういうものですか。

○与那覇義博空港課長　事業を進めていく中では、ビーバイシーの問題、あるいはその需要予測等の仕方やあり方ですね、そういうもの等を一例えば国庫補助事業としてやっていくということになれば、その辺を国との調整、合意等を図っていく必要があると考えます。

○吉田勝廣委員　ビー・バイ・シーであるとか費用対効果とか、そういうことを考慮すると、なかなか離島のそういう施設をつくったり空港をつくったりすることは、なかなか厳しいような感じがする。結局、過疎化とか一沖縄本島北部地域などに道路などをつくる时候にも、ビー・バイ・シーからすると当然少ないわけだから、非常に大変だと思うのですが、この辺の感じはどうか伺いたい。

○与那覇義博空港課長　御承知だとは思いますが、昨今のそういう公共事業に対する物の考え方の中で、国土交通省の中でも、5月に国土交通省成長戦略会議というものの中で、空港整備のあり方についても見直しをいろいろ検討していくという情報がありますから、我々としましては、今後国の動向を注視しながら、やはり伊平屋空港～沖縄県の離島における空港というものは、どうしてもある意味においては、今いろいろな話題が出ている本土の空港とは性格を異にしていると。その辺をしっかりと調整して、対応していく考えであります。

○吉田勝廣委員 伊平屋空港は、沖縄振興特別措置法であるとか、離島振興法であるとか、沖縄本島北部圏域であるとか、恐らくそういう中でも位置づけられていると思うのですよ。どう位置づけられているか、そういうところをちょっと説明してくれませんか。

○与那覇義博空港課長 沖縄振興計画のもとでやっている社会資本整備の中でも、伊平屋空港は位置づけられております。

○吉田勝廣委員 その沖縄振興計画もあと2年だから、その2カ年の中で、国土交通省がどういうことで一昨今の状況はわかりますよ、それに対して、理論的に沖縄県が沖縄振興特別措置法のもとに、あるいは、離島がゆえの離島苦といえますか、また、伊平屋村、伊是名村は船舶で約1時間ぐらいかかるし台風非常に影響されやすい、そういう理論構成をして、この伊平屋空港の開港に向けて努力することは大事だと思いますから、土木建築部長の決意を聞きたいですね。

○仲田文昭土木建築部長 先ほど課長のほうからも言いましたけれども、沖縄県にとって離島振興というものは、非常に重要な課題でありまして、また沖縄21世紀ビジョンの中でも、離島振興というものは非常に重く位置づけていると。それで、物流といえますか、移動の大切さ、特に離島における振興は、観光振興もあわせてやらなければいけないということがありまして、人の移動につきましては、昨今はほとんどが飛行機、航空機でございますので、そういう面では、沖縄県内における離島航空の役割というものは、ますます需要度が増えてくると思います。その中で、県内のおおよその大きな離島につきましては、空港整備が完了しております。あと、伊是名村につきましては、空港制限の関係でちょっと難しい面がありますけれども、そういう面で国のほうでは、地方空港につきましては非常に厳しい見方をしているようでございますけれども、沖縄県の特質を私どもはしっかり伝えていきまして、現在の沖縄振興特別措置法は平成23年度までですが、期限が切れたから問題が解決したということではございませんので、我々は引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

○吉田勝廣委員 恐らく今、空港課長がお話ししたように、昨今の空港建設に対する世論の風当たりといえますか、こういうものが出てくる可能性はありやなしやと考えますので、土木委員会としても、伊平屋空港の整備事業だとか、

そういう離島振興をどうするかということで、視察調査をするとか、そういうことを理論的に形成するためにも、必要であると思いますので、その辺は延長できるような方向で、その配慮をぜひ協議していただきたいと思います。

○**當山真市委員長** ほかに質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 私は、泡瀬東部海浜開発計画に関する陳情、陳情平成20年第68号、陳情平成20年第183号、陳情平成20年第185号、陳情平成21年第18号、陳情平成21年第140号、陳情平成21年172号に関連して質疑します。土木建築部長、今私が読み上げた陳情処理概要は、従来のもものと全く同じになっているのですが、裁判の判決も確定して新たな情勢になっていると思うのですが、処理概要が同じということはどういうことですか。

○**神田豪港湾課長** 処理概要につきましては、控訴審判決を受けて、前回の平成21年第6回沖縄県議会－11月定例会で内容を変えております。

○**嘉陽宗儀委員** 例えば、1ページ目の後段のほうで、本事業は控訴審判決を踏まえ中断しておりますが沖縄市長云々で、土地利用計画もホテル等の誘客云々で、事業計画もそうなっているけれど、実際上は今は、スポーツコンベンション拠点形成構想計画など、その中身を変えるべきではないか。事業計画の中身も、スポーツコンベンション拠点形成づくりとか何とかということで、沖縄市ではそうなっているのですよ。

○**神田豪港湾課長** 現在、東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会で議論されており、これまで5回の委員会が終わったのですけれども、その中の案で言われているスポーツコンベンション拠点形成ということになっておりまして、これは、東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会でのことでありまして、最終的には3月末までに、沖縄市のほうがその案を作成するというようになっております。

○**嘉陽宗儀委員** 情勢から見てかなり進展しているものがあるわけだから、処理概要については、やはり状況に合った形で書き直したほうがいいのではないかと思ったものだから、これを聞いたのです。それについては、きょうは問題にしようと思っておりません。スポーツコンベンション拠点形成構想ということ

で今、土木建築部長が参加している東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会、この第5回の報告書が出ていますけれども、これはもう解散したのですか。この5回で終わりですか。

○**神田豪港湾課長** 当該委員会としては5回で終わりますけれども、最後の東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の中で、委員長、副委員長に一任するというので、5回の議論を踏まえて、ある程度の修正はあるかと思えます。

○**嘉陽宗儀委員** 僕は委員である土木建築部長に聞いているの。

○**仲田文昭土木建築部長** 5回の東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会が終わりました、そこまで議論いたしました。それで、最終的な東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会のほうから、報告書という形で沖縄市のほうに出すようになっておりまして、そのまとめにつきましては、委員長、副委員長に一任ということになっております。

○**嘉陽宗儀委員** 先ほど、課長から資料をもらいましたけれども、これが大体の最終的な報告書の中身ですか。

○**神田豪港湾課長** 第5回東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会ではそうなっていますけれども、その中でいろいろな議論がありました。その議論を踏まえて、最終的な報告書は、委員長と副委員長に一任ということで、この内容と全く同じになる場合もありますけれども、そうでない場合も考えられます。

○**嘉陽宗儀委員** 基本的には、大体この内容と大幅につくりかえるようなことはないでしょう。

○**神田豪港湾課長** 大きな違いはないかと考えておりますけれども、これは東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の委員長、副委員長に一任ということになっております。

○**嘉陽宗儀委員** 東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会である土木建築部長に僕は聞こうと思っているのだが、港湾課長が参加しているみたいだね。港湾課長でもどっちでもいいのだけれど、中身がわかればいから。少なくとも5回まで検討して、最終的な微調整は同委員会の委員長、副委員長に一任とい

うことになっていきますけれども、それ以上の取り扱いはどうなるのですか、土地利用計画の取り扱いは。

○**神田豪港湾課長** 沖縄市のほうがその報告を受けて、それをもとに、最終的な沖縄市の土地利用計画見直し案を策定するということになっております。沖縄市が報告を受けて、それを踏まえて沖縄市が最終的な見直し案を策定するということになっております。

○**嘉陽宗儀委員** そうすると、この計画書そのものはいつまでに仕上がるのですか。東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の委員長、副委員長に、一任になっているけれども。

○**神田豪港湾課長** 東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の委員長、副委員長で話し合って、最終報告書はいつまでとは聞いておりませんが、沖縄市のそれを踏まえた最終案は、3月末までに出すということを知っております。

○**嘉陽宗儀委員** 私の質疑は、これがいつ沖縄市に渡るか、興味があるものだから、沖縄市は検討するかということは、僕らには沖縄市長は、今月いっぱいにはきちんと検討して判断しますというから、問題は今月末と言って、判断の前日にこれをもっていったのでは、沖縄市の検討がおくれるから、少なくとも沖縄市が十分検討できる時間があるのかと思って—これはもう皆さん方できているのだから、大体いつまでに出すかなと思って、ここが知りたいのです。沖縄市が、十分検討する期間があるかという問題です。

○**仲田文昭土木建築課長** 申しわけございませんけれど、いつまでに出すというものは把握しておりません。

○**嘉陽宗儀委員** 沖縄市がまとめますね。まとめた沖縄市の事業計画書として、それをつくるのはいつまでの予定ですか。

○**神田豪港湾課長** 沖縄市の事業計画—土地利用計画見直し案は、3月末に沖縄市案を策定するということが聞いております。

○**嘉陽宗儀委員** 沖縄市案がまとまったら、東部海浜開発土地利用計画検討調

査委員会をつくったこの見直し案についての今後の行方というのかな、取り扱いというのですか、これはどうなるのですか。

○神田豪港湾課長 沖縄市が案を策定すると、事業再開に向けていろいろな判断がありまして、事業再開となるとこれを踏まえて、県のほうは港湾計画の変更とかそれを受けての埋立申請の変更なりが発生してきます。

○嘉陽宗儀委員 この事業計画書ができますね。これは、沖縄市長がそのまま持っているのか、あるいは県もこの事業計画書—今は東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会だから、県もそれをきちんと出せということで検討するのか、あるいは国に上げて、国もこれを検討するのか、その辺がちょっとわからないので、説明してください。

○神田豪港湾課長 沖縄市が策定したものは、県にも国にも報告は当然あると思います。

○嘉陽宗儀委員 これは報告書という性格ですか。あるいは、事業認可申請書のような性格になるのですか。

○神田豪港湾課長 沖縄市が策定する土地利用計画見直し案ということになると聞いています。

○嘉陽宗儀委員 その性格、情動的な中身としては、あくまでも単なる報告書なのか、こういう検討ができましたよということで、県にも報告する、国にも報告するということが報告どまりなのか。それとも、県に上がったら、それを受けて皆さん方はわかりましたで済みますのか。あるいは、これを事業認可申請書と受けとめて、県のやるべき仕事を具体化するのか。これがよくわからない。

○神田豪港湾課長 この報告書を受けて、次に来る作業は、県としてはこれを踏まえて、港湾計画を新たに変更する手続になります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、この報告書そのものは事業計画書として皆さん方は受けとめて、それに基づいて港湾計画を見直すと、こういうことになるわけですね。

○神田豪港湾課長 事業計画書ではなくて、港湾計画の基礎となるもの、参考となるものというような感じになるのですかね。事業計画とはちょっと違うと思います。

○嘉陽宗儀委員 県の事業の中身がありますよね、海水浴場を中心にしてありますよね。当然、その整備になると思うのだけれども、皆さん方は今は中断しているけれども、県のやるべき事業については、この報告書が出たらそれに基づいて検討し直して、その具体化を図ると、こういうことになるのかということを知っているのです。

○神田豪港湾課長 それに基づいて港湾計画を変更して、事業再開に向けてやるということになります。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、この計画書は、県にとっては当然沖縄市の事業をぜひ推進してくださいという性格を持つものになるのですね。これは無視できない。これに基づいて、皆さん方は県の港湾計画を見直しするのですね。

○神田豪港湾課長 これを参考にしながら、つくることになると思います。

○嘉陽宗儀委員 別に皆さん方の事業まで詳しくやっているわけではないから、僕が言うのは参考にするかどうかということではなく、要するにこれが出たら、今中断している工事の再開に向けて、この計画書というものは、工事再開に向けての沖縄市からの事業計画書を進めてくれという中身になるわけですね。

○神田豪港湾課長 事業計画書とはちょっと違うかもしれませんが、沖縄市がこれでやっていきたいという意思表示になると思います。

○嘉陽宗儀委員 意思表示になるのに、皆さん方はこれ受け取ったら、無視するのではなく、経済的合理性のあるものとしてしっかりと判断して、皆さん方の港湾計画を作成していくということでもいいですか。

○神田豪港湾課長 基本的にそういうことになると思います。

○嘉陽宗儀委員 そうであれば、この事業計画書の性格が大体わかりましたの

で、恐らく国もそういうことになると思うのですけれど、それで裁判で判決が確定したわけですが、この事業計画を決定する上で特に裁判所が警告を鳴らしたのがありますよね。判決の中身はどうでしたか。

○神田豪港湾課長 判決内容は、いわゆる経済的合理性がうたわれておりました。

○嘉陽宗儀委員 その場合でも、相当程度の高い経済的合理性がないとだめだと、相当程度の高いというのがありますよね、それはどうですか。

○神田豪港湾課長 手がたいという表現がたしかあったと思います。

○嘉陽宗儀委員 そういうことになる、皆さん方はこれを受けて、具体化するためには一経済的合理性があるかどうかということは、当然土木建築部長が参加して作成したわけですから、経済的合理性はあるという判断ですね。

○神田豪港湾課長 今回つくったこの第5回東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の資料なのですが、土地利用計画の需要予測については、施設に対する需要を推計しており、また、本計画の施設規模からの必要な供給についても推計しておりますが、施設の規模からの供給よりも、大きな需要が見込まれております。沖縄市も3月末の最終案に向けて、需要や事業効果の確認、精査が行われていると聞いております。県においても、同様の精査を行っているところです。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも裁判の判決は、相当程度の高い経済的合理性が検証されるものでなければならないということで、くぎを刺しているのですね。恐らくそういう判決が出れば、こういう計画も出てこないだろうと思ったけれど、どうしても経済的合理性があるものをつくるのだと言って、沖縄市長は頑張っていて、土木建築部長なんかも協力してここまで仕上げているのですけれど、この中身を見て非常にびっくりするものがあるのですよ、土木建築部長。この総事業費というものは、幾らになっているのですか。

○神田豪港湾課長 今、1050億円となっております。

○嘉陽宗儀委員 前の1区、2区の埋立事業を進める場合の総事業費は幾らで

したか。

○神田豪港湾課長 当初計の画では、654億円となっております。

○嘉陽宗儀委員 当初の計画は何平米で、今回の計画は何平米ですか。

○神田豪港湾課長 当初の計画は187ヘクタール、今回が96ヘクタールです。

○嘉陽宗儀委員 面積は大体半分ぐらいに減りましたが、事業計画は約半分になったけれども、654億円から1050億円と、これも土地代を入れたら2倍ぐらいなるけれども、なぜこんなに上がるのですか。

○神田豪港湾課長 前回入っていなかった民間分の一例えばビルなどの建設費用が今回は入っているということが、一番大きな理由だと考えています。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方からもらった第5回東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の資料2の土地利用計画（案）のまとめの6ページで、沖縄市のインフラストラクチャー整備費は184億円となっておりますね。この中身は何ですか。

○神田豪港湾課長 区画道路とか上下水道とか、そういうインフラストラクチャーになります。

○嘉陽宗儀委員 同じページの下のほうで、沖縄市の事業費としてインフラストラクチャー整備費57億円というものは何ですか。同じインフラストラクチャー整備で、数字が3倍も違うが。

○神田豪港湾課長 まず184億円の中が、インフラストラクチャー整備と施設整備ということになっております。また、下のほうの176億円は、インフラストラクチャー整備費と用地購入費ということでありまして。両方にあるインフラストラクチャー整備費は同じ値段です。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、上のほうにあるインフラストラクチャー整備費の中には、下のほうにある用地購入費も入っているのですか。

○神田豪港湾課長 用地購入費は入っておりません。

○嘉陽宗儀委員 なぜ入っていないのですか。

○神田豪港湾課長 下のほうの176億円は、土地売買の金額を出すためのもので、インフラストラクチャー整備に用地を購入すると176億円で、これをまた同じ値段で売るという、算定するためにつくっております。

○嘉陽宗儀委員 港湾課長、それでは上のほうの沖縄市のインフラストラクチャー整備費の中に土地代は入っていないわけだから、総事業費の中に土地代は加えるべきではないの。土地を買わないで事業ができるわけないでしょう。なぜ、土地代を入れないのですか。

○神田豪港湾課長 この中で計算しているのは一沖縄市の考え方は、土地代はあるのですけれども、それを売却するというので、プラス・マイナス・ゼロということ考えていると思います。

○嘉陽宗儀委員 あのね、中城湾港新港地区のほうも土地が売れなくて、皆さん方がどんどん土地を買っているために、利息払いだけで20億円余りの無駄な金を払っている。売れない。しかし、この場合は事業費だから、売った後で相殺するならわかるけれども、最初から総事業費を低く見積もるために土地購入費を入れないということになっているからな。少なくとも、ごまかすのではなくて、総事業費の中には、土地を購入してその土地で事業をするのだから、土地購入費は当然、総事業費の中に入れるべきであって、後で売るからその分は入れませんでしたという、そういう仕事があっただけいいのかね。ごまかしの手法か。

○神田豪港湾課長 沖縄市が、例えば民間に土地を売る場合、売る見込みがついてから土地を買うということになっております。ですから、買うと速やかに売っていくということで、ストックにはならないと考えているとは思いますが。

○嘉陽宗儀委員 これだけ議論してもしょうがないから、それ以上は言いませんけれど、ただ総事業費を低く見積もるための小細工みたいなことになっていると思うので、そういうことはやらないほうがいい。それに、土地が売れるかという見通しから言えば、極めて高い確率で売れなければ、事業費そのものが裁判の判決に反するようなことになるけれど、土地は沖縄市が買って売れると

いう見通しはあるのですか。予算は組まないと言うけれども。

○**神田豪港湾課長** いわゆる需要調査なので、企業ヒアリングなどしてみますと、見込みがあるのではないかというようなことだと思います。

○**嘉陽宗儀委員** 皆さん方は、中城湾港新港地区も需要予測をやり、十分だと言って埋め立てをして土地も3分の1に安くして、それでも売れない。こういうことを踏まえて考えると、これは売れるという見通しは出てくるのですか。これで経済的合理性はあるのですか。

○**神田豪港湾課長** 企業ヒアリングなどの需要調査をすると、そういう結果が出てきますし、また現在も引き続き企業の需要調査としてヒアリングをしているところであります。

○**嘉陽宗儀委員** これも、それぐらいにしておきましょうね。皆さん方は莫大な投資をする。これによって事業をやる。沖縄市はこの費用対効果から言えば、回収できる見通しはあるのですか、この費用は。経済的合理性はあるのですか、1000億円余りつき込んで。

○**神田豪港湾課長** 経済的合理性につきましては、現在、沖縄市は3月末にこの案を取りまとめる予定です。そのため、需要や事業効果等に係る精査が行われていると聞いています。県も、今同じように精査を行っているところです。

○**嘉陽宗儀委員** それを沖縄市議会で聞けばいいけれど、県の土木建築部長がこの事業計画を作成しているので、沖縄市の動向を聞いているのではないのです。私は沖縄市長から聞きましたので、県の問題を聞いているのですよ。

○**仲田文昭土木建築部長** 私も東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会には参加しておりまして、そのところは、土地の経済的合理性を議論するのではなく、土地利用のあり方についてアドバイスをもらうということで、東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会はできております。その後、それを事業化しますから、事業化することによって裁判の判決を踏まえて、経済的合理性があるかということ判断しなければいけません。そういうことを沖縄市もやっておりますし、我々のほうも今、その作業をやっているところだということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今の一言でよくわかったけれど、皆さんはこの計画は経済的合理性があるかどうかということ踏まえて議論したのではなく、一応これを踏まえて、改めて経済的合理性について議論し直すということなのですか。

○仲田文昭土木建築部長 東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の目的は、先ほど言いましたように、土地利用について助言・指導することです。また参考といたしますか、そのために東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会の中で資料を出している需要とか施設からの供給量とか、そういったものを目安として今は出しておりますので、その数値的なものについて、我々は精査中であるということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この経済的合理性があるかどうかという議論で、私が非常に気になっているのは、このスポーツコンベンション拠点形成を利用する需要ですが、580万人と見積もりが出ていますね。この根拠は何ですか。

○神田豪港湾課長 各施設一臨海商業施設とか多目的広場とか、いろいろな施設ごとに需要を予測して、その合計が580万人となっております。

○嘉陽宗儀委員 この機能別の需要で、宿泊14万人とか、商業317万人となっておりますが、この具体的な根拠はあるのですか。

○神田豪港湾課長 各種データから、こういう予測、推測をされております。

○嘉陽宗儀委員 その各種データは何ですか。

○神田豪港湾課長 観光要覧、観光統計実態調査報告書、レジャー白書とか、そのようなものからです。

○嘉陽宗儀委員 観光要覧と言いますが今、沖縄県全体の入域観光客数は、平成30年で850万人と推定しています。現在、沖縄県への入域観光客数はどうなっていますか。

○神田豪港湾課長 605万人と聞いております。

○嘉陽宗儀委員 これはいつ聞いたのですか。去年は、まだだと思うのですが。

○神田豪港湾課長 平成20年度です。

○嘉陽宗儀委員 観光商工部のほうは、平成21年度は600万人を切って、あと四、五年すると570万人ぐらいまで減ると、1000万人どころではなくどんどん減り続けると。皆さん方はどんどんふえるという見通しを持っていますけれど、どうしたらこれだけの数字にふえると思っているのですか。

○神田豪港湾課長 過去の資料をそのままトレンドといいますか、その計画でいくと850万人ぐらいにはなるだろうと予測をしております。

○嘉陽宗儀委員 各種データからと言いましたので、沖縄県の施設について、例えば首里城公園は年間幾ら入っていますか。各種データを持っているのでしょうか。それから、海洋博公園も調べてください。

○神田豪港湾課長 平成20年度のデータですが、首里城公園が198万6000人余りで、海洋博公園が367万6000人余りとなっています。

○嘉陽宗儀委員 両方合わせると、幾らですか。

○神田豪港湾課長 566万人余りとなっております。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、沖縄県のメインのたくさん集客能力のある首里城公園とか海洋博公園の両方を合わせても560万人です。しかし皆さん方は、この沖縄市泡瀬の小さい干潟のところに、年間580万人が来るという推定をしていますね。これはどう見ても、科学的根拠はないと思うのですけれども、それでも大丈夫だという根拠はありますか。

○神田豪港湾課長 需要から580万人というものが導き出されるのですけれども、実際そこには約270万人規模の施設をつくることになっております。

○嘉陽宗儀委員 需要とは何ですか。

○神田豪港湾課長 先ほどの各施設の合計ーこの施設にどのくらい来るとい

ものの合計が、需要としては580万人ですけれども、施設そのものは半分より少ない270万人を対象とした施設をつくるということで、ちょっと差があるということです。

**○嘉陽宗儀委員** 需要という言葉だけでやって、架空のものをつくって、1000億円余りでやって、實際上失敗した場合に、県民が大変な事態になるのですよ。例えば、14万人が宿泊する根拠はあるのかと言ったら、観光関連の資料からですと、観光関連の資料を見たら全くない。それから、商業施設でも317万人と言うが、こんなに商業施設へたくさん来るところはどこもないですよ、こっちも全部調べてみたけれど。だから、皆さん方の需要予測というものは、非常に架空過ぎる。土木建築部長、本当に皆さんは責任を持って、経済的合理性云々と言えるのですか。

**○仲田文昭土木建築部長** 将来の数値の推計については、いろいろな見方があるかもしれません。私どもが今605万人と見ていますのは、トレンドでやっています。確かに、昨今は景気が悪くなりまして、観光客数が落ちる傾向があります。しかし、沖縄県の観光の動向を見ていただくと、沖縄国際海洋博覧会の後の落ち込みとか、あるいは米国同時多発テロ事件とかいろいろありまして、それを繰り返しながら、落ちたりふえたりしておりますので、トレンドからしますと、将来のことを確実に予想できるかどうか、いろいろ考え方はあるかもしれません。それを踏まえて私どもは、先ほど言いましたように、需要の推計からすると、この施設の利用客はこれだけだということで比べております。また、確かなものにするために、最大に見てこれだけ、もう少し厳しく見たらどうなるかということ踏まえて、今チェックをしている段階でございます。

**○嘉陽宗儀委員** 首里城公園も一生懸命に入園客数をふやす努力をした、それから海洋博公園もそうですよね。10年間でそれぞれ幾らふえていますか。一生懸命向こうは頑張りましたけれども。

**○儀間真明都市計画・モノレール課長** 10年分は今手元にはないのですけれども、首里城公園、海洋博公園につきまして、我々が公園管理者として、それぞれ自分で使っている数字は、年度で集計しております。先ほど港湾課が、観光要覧でやったのものは暦年でやっているということで若干数字が違いますけれども、首里城公園におきましては、平成18年度が182万870人、平成19年度が191万3287人、平成20年度が193万6387人、海洋博公園につきましては、平成18年度が308

万1628人、平成19年度が342万7090人、平成20年度が365万3439人ということで、平成20年度までの3年間はふえ続けているという傾向にあります。

○嘉陽宗儀委員 調べたら、両方とも一生懸命努力はしたけれども、ふえたり減ったりの状況がまだ続いて、しかも今の世界的な経済状況から考えて、だんだん減る一方です。そういう中で、皆さん方は右肩上がり、どんどんどんどんふえて、宿泊が14万人で37万泊という予測をしているけれど、この根拠は何ですか。向こうは工業地帯なのに、そこにみんな泊まりに来ると思っているの。

○神田豪港湾課長 沖縄市泡瀬の東部海浜開発地区は、いわゆる商業地域でございます。予測の仕方なのですが、例えば、宿泊の場合は、まず平成20年の観光客数605万人から、先ほどのトレンドで850万人というものを予測いたしまして、それに宿泊の2.7人という実績がありますが、それと3.18人という沖縄振興計画からのものもあり、その間をとってやっております。その間で、沖縄本島中部地域に来る人たちのうち、沖縄本島中部の東海岸に来る人たちの沖縄市への来訪率ということでパーセントを掛けて、延べ23万人ぐらいだということで、それを2.7人で割り戻して、約14万人ということになっています。

○嘉陽宗儀委員 全くむちゃくちゃな説明で、よくこんな事業計画がつけられるなど、あきれて物が言えない。そういうねコンサルタントを、架空で少なくとも過大な見積もりをして—コンサルタントは商売だからいいけれども、しかし実際これを使って事業をし、もろに失敗した場合には、だれが損害をこうむるかといったら県民でしょう。今の調子だったら、北海道夕張市みたいに赤字転落になりますよ、沖縄県も。そういう意味で、もっと説得できるような数値を出さないと、きょうのような答弁では話にもならない。それで土木建築部長、県が238億円出すと言っていますけれど、出すつもりですか。

○神田豪港湾課長 県が埋め立てに関する費用とインフラストラクチャーの整備に関する費用として、238億円となっております。

○嘉陽宗儀委員 それを出すつもりかと言っているのだよ。数字はあるからわかるよ。

○神田豪港湾課長 事業が再開されれば、予定どおりにいくと238億円が使われることになると考えています。

○仲田文昭土木建築部長 算定している金額は、県の事業として算定していますので、県のほうが将来的にやると思います。

○嘉陽宗儀委員 土木建築部長、県の財政健全化策は、例えば、特別会計でも中城湾港新港地区も売れなくて、財政的に非常に困っているということになっていますよね。だから、今でさえも中城湾港新港地区を含めて特別会計は、土地の処分が進まずに財政を圧迫しているというのに、さらに経済的合理性のないようなこういうもので238億円も、今の県の財政健全化策の中で、この中身はとてでもないけれど不可能だと思うよ。それでも、皆さん方は責任を持ってこれを確保できるのですか。

○仲田文昭土木建築部長 これにつきましては、県事業、補助事業という形で考えておりますので、将来的には公共施設の公共事業の中で、年度的に配分してやっていくこととなります。

○嘉陽宗儀委員 国も、経済的合理性について、いろいろ言っていますね。それで、国は今コンクリートから人へと、そういう状況なので、経済的合理性がないものについては金を出すわけにはいかないと。どうしてもやりたければ、自分たちでお金を出してやりなさいと、今はこうなっていますよね。経済的合理性がないので国が出さないという場合に、県は、国の分を補うのですか。

○仲田文昭土木建築部長 今のお話は、たしか前原国土交通大臣が沖縄市長のほうに申し上げた話の内容だと思います。国が、もう金を出さないということになりますと、これは非常に難しいと思います。ですから、私どもは、今回の計画は沖縄市がつくって国に説明するというございますから、その中でしっかりと国の理解が得られるように、そのような説明がなされるものだと思っております。

○嘉陽宗儀委員 はっきりしていることは、国が出さない場合に、国負担分を県が負担することは全く考えていないですね。

○仲田文昭土木建築部長 このケースについては、まだ検討しておりません。

○嘉陽宗儀委員 検討する可能性はあるのですか。

○仲田文昭土木建築部長 そのケースにならないと。当然検討する必要は出てくるだろうと思っています。

○嘉陽宗儀委員 この前、基地問題で政府に要請したときに、前原国土交通大臣に会いました。沖縄市泡瀬干潟の埋め立てについては、4回目の報告から見えていますけれど、今言ったように、経済的合理性が全く考えられないがどうするのですかと言ったら、前原国土交通大臣が僕に中城湾港新港地区も特別自由貿易地域もうまくいっていないから、うまくいかないのではないかとっていました。だから、腹は大体決まっていますのですがね。それでも、皆さん方は経済的合理性があるというて、国に出せるのですか。

○仲田文昭土木建築部長 前原国土交通大臣から直接聞いておりませんので、私どもはコメントできません。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのだから、土木建築部長が聞いたわけではないから。ただ、余りにもずさんな事業計画になっている。これについては、やはりもっと真摯に今の財政状況の中で、公共工事の見直しが大分進んでいる中で、経済的合理性について全く説明もできないような状況の中で、皆さん方が具体化を図るのは認められないということを書いて終わります。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございませんか。  
池間淳委員。

○池間淳委員 土木委員会陳情に関する資料の22ページの陳情平成21年第74号の4記の16番の乗瀬橋の件で、皆さん方の処理概要では、まだ向こうは通行どめになっていないとなっているのですが、その後については、この処理概要等も変わってくるのかと見ていたのですが、全く変わっていないのですね。その後の検討等について、お聞かせ願いたいと思います。

○新里末守道路街路課長 処理概要にございますように、ただいま宮古島市と、整備の手法とか事業認定等を含めて調整を進めているところでございます。

○池間淳委員 まだ、これは通行どめされなかったときの処理概要ですが、その後、宮古島市からどういう協議をしたいということが出ているのですか。

○新里末守道路街路課長 土木事務所のほうから、この橋梁等を含む市道ですか、市道等についての道路台帳とか、区域決定とかにかかわる資料の調整をしたいということを申し入れています、地元からなかなか上がってこないという状況です。

○池間淳委員 地元は、早くかけかえて改築してもらいたいというような、かけかえということになるのですよね。宮古島市が、この資料を出してこないということですか。

○新里末守道路街路課長 土木事務所の話によりますと、なかなか上がってこないということでございます。

○池間淳委員 この資料が上がってきたら、皆さんはどうするつもりですか。

○新里末守道路街路課長 上がった段階で、その内容等を確認しながら、今の橋の幅員のままでいいのか、そのままでいいのか、それとも大きくするのか、そういう細かい具体的な話をしながら、意見交換等をやりながらいきたいと思っています。

○池間淳委員 伊良部架橋も着々と進んで、予定どおり進んでいることに対しては感謝をしているのですが、この乗瀬橋は結局、県道下地島空港佐良浜線の一角にあるわけですから、区域決定をしなければ整備はできないとか、そういういろいろクリアしなければならない問題があるらしいけれども、この場所を見ると、やはりもうかけかえないといけないという気持ちになるのではないかと思います。新里道路街路課長、通行どめになってからこの場所に行ったことはありますか。場所を見たことはありますか。

○新里末守道路街路課長 何十回とあります。

○池間淳委員 通行どめになってからですか。

○新里末守道路街路課長 あさって見に行く予定でございます。

○池間淳委員 道路街路課長、ぜひ見ないとわからないですよ。やはり現場主

義で、ここまで劣化しているのかということとはすぐわかると思うのです。私も下まで行ってびっくりしたのですけれど、ぜひ見てもらって、宮古島市も早く出すように道路街路課長からも請求をして、早く整備をしていただきたいと思います。

あと1つ、陳情に関する説明資料の12ページ、陳情平成21年第24号の最低制限価格については、皆さんはもう90%—これは公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに基づいて70%から90%ですか、これでやっていきたいという方針で、去年6月22日からやってはいるわけなのですが、この公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが出る前に、県としては検討委員会を多分立ち上げているのではないかと思っているのですが、その検討委員会等の内容、審議内容等を聞かせていただければ幸いです。

**○喜瀬普一郎土木企画課長** 今御質疑の件は、沖縄県建設業審議会の件だと思いますけれども、これまで沖縄県にふさわしい最低制限価格はあるかということで審議いたしまして、1月19日に第4回の沖縄県建設業審議会を持っております。その資料としまして、我々としてはいろいろ建設工事の損益率とかというものを調査して、沖縄県建設業審議会委員のほうにその概要を前回の会議で提示したところでございます。

**○池間淳委員** この沖縄県建設業審議会の答申は、いつまでにやる予定ですか。

**○喜瀬普一郎土木企画課長** できれば今年度いっぱいであろうと思っていたのですが、この調査結果について、もう少し全委員の協議の結果をすり合わせていくために、少し時間がかかるかと思っております。

**○池間淳委員** 率は上がるけれども、額は少なくなっているのではないかと、ということをよく聞くのですよ。単価の問題で、10年前の単価と今の単価を合わせてごらんと言われたこともあるので、専門家ではないから僕はわからないと。10年前の80%と今の90%は、10年前の80%が値段は高いと、同じ工事をするためにも、この単価がぐんと下がってきているので、最低制限価格が上がってきて、非常に苦しい会社運営をやっているということを最近聞くのです。そのあたりも、あとで資料を出していただいて、ちょっと勉強しようかと思っております。そのあたりも、その沖縄県建設業審議会でも研究されますか。

**○仲田文昭土木建築部長** 今池間委員がおっしゃっているのは、恐らく積算の

話だと思えます。積算体系につきましては、歩掛は、ほとんど変化はございません。ただ、資材につきましては、その時々々の市況のほうを採用しておりますので、さっきデフレーション気味といいますか、資材が下がっているということもありますので、また前にも話がありました労務単価も、一時、公共事業とそれから民間の事業を圧迫した一需要が多かったときには、非常に労務単価が上がった経緯もあります。それからしますと、その辺の比較は前と同じような一例えば労務単価の比較というようにわかるかもしれませんが、全体的に工事費は下がったということの認識は、そのこのデータとしては、まだ我々は比較しておりません。

**○池間淳委員** 今、土木建築部長がおっしゃったように、この項目的な率は変わらないけれども、積算の率は変わらないけれども、今言う労務単価だとか、あるいはそういういろいろな単価のほうがぐっと下がってきて、例えば労務単価でも1万七、八千円あったものが今、9000円あるいはそれも割っているような感じだということで、その単価がぐっと下がってきているということで、苦しいということも聞きますので、そのあたりの検討等もこの沖縄県建設業審議会ですれながら、最終的な率を出してもらおうのかと思っているのですよ。だから、そのあたりはどうですかと聞いていますが、されますか。

**○仲田文昭土木建築部長** 今、コスト調査というものをやっております、なぜやるかといいますと、我々の積算と実際に請け負った工事で、資材も含めて直接工事でどれだけかかったかということのチェックもありますので、その中で検討はできるかと思えます。それから見ますと、実際の我々の積算よりも高く資材を買ったとか、実際購入した価格が高かったとか、今ぱっと見た感じですけれども、そういうことはないのではないかと感じています。

**○池間淳委員** 企業からそういう話も聞きますので、そのあたりは僕も勉強してみたいと思っておりますが、沖縄県建設業審議会等でも、そういう声も反映されながらやっていると思っておりますが、ぜひそれをお願いしたいと思っております。

**○仲田文昭土木建築部長** そういう積算について、もし業界のほうからそういうことであれば、業界を代表する委員もございますので、その中で検討してもらいたいとか、そういう提案があれば、沖縄県建設業審議会の中で研究してみたいと思っております。

○**當山眞市委員長** ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 陳情に関する説明資料の47ページの陳情平成21年194号の2ですが、継続審査で変更はありませんが、中城湾港新港地区協議会は毎年のように危機感を募らせて陳情に来るのですよ。それで、国際物流戦略チームで予定している定期船就航の社会実験は、いつごろ実現するのですか。見通しを聞かせてください。

○**神田豪港湾課長** 現在、事務局である沖縄総合事務局が、定期船就航に向けての課題の把握と対応策を検討することを目的に、平成21年度中の実験に向けて調整を行っており、臨港道路を港湾内専用道路として利用し、貨物の西埠頭から東埠頭への効率的に陸上に輸送するための実験を行う調整をしていると聞いております。

○**高嶺善伸委員** それで、平成22年度に東埠頭に開港でしょう。定期船就航に向けての社会実験というものは、定期船が実験として就航するということではないのですか。

○**神田豪港湾課長** 本来は、西埠頭に定期船を着けて、それから社会実験をして、中古車などを東埠頭のストックヤードにもっていく予定でありましたけれども、この船主、船会社といろいろ調整をして、トラックスケールがつけられなくて、定期船を使うのがちょっと今は困難な状態となっており、現在考えておりますのは、西埠頭から東埠頭へ中古車を想定して、そこを専用道路としてナンバーをつけないような車で、西埠頭から東埠頭へもっていくというふうなことで、今調整をしております。

○**高嶺善伸委員** いずれにしても、定期船がいつ就航するというめどは立っていないということですか。

○**神田豪港湾課長** 本格的な定期船については、まだ予定は立っておりません。

○**高嶺善伸委員** それで、港湾管理組合をつかってほしいということでしたけれど、皆さんはこれは現時点では経費負担で難しいということですので、窓口が企画部交通政策課であったり、観光商工部企業立地推進課であったり、皆さ

んであったりするるので、やはり窓口がもっと見えるように今、中城湾港新港地区の方々も撤退するというくらい危機感を持っているのですよ。だから、もう少し県もビジョンを示して、サポートできるような窓口を、もう少し具体的に見えるようにやってもらいたいのですよ。

○**神田豪港湾課長** こういう要請を受け、我々も企業立地推進課と港湾課と最近連絡を密にしています。今後も連絡を密にして、地元企業からそういう苦情がないように、また引き続き努力していきたいと考えております。

○**高嶺善伸委員** 陳情平成20年第202号の2建設業界の窮状に関する陳情ですが、県内の建設業が非常に厳しい状況にきて、分離・分割地元優先発注を期待しておりますので、皆さんも沖縄総合事務局や沖縄防衛局に要望し、それらの要件緩和などが図られてきているということですが、実は、ボンド制のことで、お互いに意見交換をしたいものですから、米軍のほうにはどのような申し入れをしていますか。

○**仲田文昭土木建築部長** 米軍に対しましては、ことしも在沖米海兵隊基地司令部のほうに私が行きまして、分離・分割発注をしてもらえないかという要望と、履行ボンドといいます、100%ボンドに近いものですから、ボンドについての緩和ができないかということの要請をしております。それに対しまして、分離・分割発注することについては、向こうのほうとしては経費の負担が増になるので、工事を細分化し諸経費がかかるということがありまして、非常に難しいと。それからボンドについては、信用保証、金融機関との関係でございますので、そこのほうと皆さんのほうの金融機関との調整といいますか、そこを努力してくださいという旨の回答がございました。

○**高嶺善伸委員** どれくらい米軍は年間に発注していると、皆さんは見ていますか。

○**喜瀬普一郎土木企画課長** 統計学的には、金額の把握は行われていないということですが、昨年の10月の沖縄建設新聞の記事ですが、一説には200億円から400億円の市場だと聞いております。

○**高嶺善伸委員** 一説には600億円から1000億円という話があるのですよ。だから実態を調べて、社団法人沖縄県建設業協会では何ができるかということ、

もう少し具体的に目標を立てて取り組んでください。それで、先日2月8日に軍事アナリストの小川和久氏が、全国都道府県議会議長会の外交安全保障等問題プロジェクトチームの講演会の中で、アメリカの連邦調達規則FARにあるボンドは例外規定で軽減できると、しかし日本政府はこれをやっていないからおかしいと、自分はリチャード・アーミテージ氏と話をしたら、これは国益の問題として、当然例外規定の対象になるとはっきり言っているというのですよ。ということは、例外規定に基づいて、日本政府も行政が一要するに例外措置で軽減してほしいということを申し入れていないということなんですよ。この辺の経緯について、皆さんの見解を聞かせてください。

○仲田文昭土木建築部長 米軍の発注の仕方については、実態把握といえますか、非常に私どもも努めているのですけれども、まだ完全に把握されておりません。先ほど、高嶺委員からありました小川和久氏のレポートも社団法人沖縄県建設業協会のほうから委託を受けて、そういった調査をされているということは聞いております。我々としても、行政で把握できる情報、それから民間で把握できる情報、いずれにしましても、それぞれの役割分担といえますか、情報交換をしまして、どこにどう当たればいいのかということがもしわかれば、県のほうからも日本政府に要請するとか、団体と一緒にやるとか、そういった方法を意見交換をしながら、それに対応していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 このレポートによると、ボンド100%は法律で決まっているから、沖縄県でも、実際に出先の契約担当課のさじかげんで、30%になったり40%になっていることもあったが、最近では本則に戻っていると。こんな話にまで言及しているのに、肝心の地元の建設業を守るための行政が何も知らないとはどういうことですか。

○喜瀬普一郎土木企画課長 今、委員御案内の件ですけれども、米空軍とかに聞いたところによりますと、そういった実例がないということで、回答をいただいております。

○高嶺善伸委員 それで、防衛省のある重要な立場にある方が、昨年5月18日に、もし例外規定でボンドを下げたときに、ゼネコンが入らないようにできたら、その所在県の権限を優遇するという法律までつくろうということが確認できたというふうに、全国都道府県議会議長会で講演もあったのですよ。こういう具体的などころまで突っ込んで議論されて、日本政府もそれなりに動いて

いるというのに、当事者である沖縄県が全くそういう動向を把握していないということは、だれがうそをついてるのだろうか。この小川和久氏が根拠のない話をしているのか、皆さんが情報収集不足なのか、どこですか。

○仲田文昭土木建築部長 我々の努力不足、力不足かとおっしゃられますかもしれないですが、先ほどお話ししましたように、我々は建設業界と一緒にあって、対応策について考えていこうと思っておりますので、建設業界のほうに小川和久氏からの詳しい報告書とといいますか、レポートがあるかと思っておりますので、その情報をもとに、私どもも勉強をしていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 沖縄県の企業が、メインコントラクターになれることも保障しながらボンドも引き下げる、この例外規定に基づいて、今まで行政が余りにも配慮不足だと。向こうはできると言っているのだから、そのことを急いでやるべきだという話がありましたので、ぜひ皆さんも時期を失しないように申し入れてもらいたいと思います。

最後に一つ、波照間空港を見て感じましたが、県管理空港で現在、定期便が就航していない地方空港というのはどこことどこですか。

○与那覇義博空港課長 現在、定期便が就航していない空港としては、波照間空港、慶良間空港、伊江島空港、もう一つは不定期は飛んでいますけれど、粟国空港がございます。失礼しました、もう一つは下地島空港です。

○高嶺善伸委員 私もこの前、伊江島空港を見てきました。波照間空港も見てきましたけれど、廃止をしていないので、ずっといつでも運用できるように委託費を払って、空港を管理していますよね。それらの経費は、トータルで幾らになりますか。これは、あとで資料を渡してください。それで私は、空港はつくったけれど利用されていないと、このことは後につくる空港の説明のときに困るのですよ。だから、つくった空港は、離島だからこそきっちり就航させて、利便性を確保することを、皆さんは企画部交通政策課と連携をとらないといかないですよ。飛ばない空港に、皆さんはお金を払って委託費を払う。そのまま飛ばないばかりなのです。需要はどんどん落ちていくのです。次に離島空港をつくるときに説明がつかないから、これは皆さんの責任だと、私は痛感いたしました。この点は、横の連携をとって利活用も含めて推進してもらいたい。そうしないと、伊平屋空港に飛び火しますよ。それは、要望としておいておきます。そこで、仮の話ですよ。例えば、佐賀空港は第3種空港で民間空港です

から、例えば、米軍基地が来るのであればだめだとか何とかいろいろ議論があって、佐賀県議会も決議したらしいです。仮の話ですが、民間空港が米軍基地として利用されるとするならば、どういう課題をクリアしないと米軍基地一提供施設にならないのですか。一般例として、ちょっと教えてください。

**○与那覇義博空港課長** まず、我々が管理している空港は、公共用空港一そもその目的が公共用の空港としての位置づけがあります。だから、そこで軍用として使うということは、公共から外れていくと。だから、空港のものからはできないと。その運用時間内での利用形態の中で、公共用の空港としての位置づけがありますから、軍用としての占用的な利用はできないと。私の理解としましては、空港は公共的な利用でありますから、まず民間空港が優先であると。そういう中で、軍用的な利用については、一時的には可能かも知れませんけれど、公共的な飛行場として、軍用飛行場としての利用はできないのではないかと。ただ、とっぴに言われてのことでいろいろありますので、この辺については、もう少し資料等も確認してから、また話ししたいと思います。

**○高嶺善伸委員** 伊江島空港を見ても、周辺の提供施設を含めて800ヘクタールくらいあって、そこにある県の管理空港は、いざという場合は日米地位協定によって使用される空港になり得るのかな。宮古島市にある下地島空港は、空港の周辺は県有地ですよ。そこも同じような形で、最終的に地方空港というものは、日米地位協定によって国が決めたなら、県議会の議決とか知事の賛同とか、いろいろなものを経ずとも米軍が使用することができる、暫定的であろうが一時的であろうが公共的であろうが、そういうことは可能かどうかということ、皆さんは空港管理者としてはっきりわかっていないといかんでしょう。それを今、確認しようと思って聞いたわけです。

**○与那覇義博空港課長** その一時的な使用は今、我々は日米地位協定で認めてきている経緯はあります。ただ、これは我々が管理する空港というものの域を超えていまして、対米軍関係そのものについては、基地対策課が窓口となってやっついてる行政でございますから、そういう管理につきましては、一応知事公室等がその辺の判断はしております。

**○高嶺善伸委員** 最後に、仲田土木建築部長にお聞きしたいのですけれども、前に与那国町の祖内港及び石垣港に米艦船が入港したとき、ケビン・メア在沖米国総領事は何と言ったかということ、港湾管理者の権限はない、日本政府に提

供責任があるのだから、米軍は当然それを日米地位協定によって使う権利があるのだと堂々と公言しました。だから、この空港にしても港湾にしても、管理責任者としてあるいは管理者として、こういう日米地位協定があっても、いや今管理している空港は使わさないと、場合によっては、その条件として県議会の議決であるとか、県民が納得する一定の同意が得られる手続を踏まないと言えませんと言えるものがあるのかなのか、その辺はどのように考えて今後対応していきますか。

○仲田文昭土木建築部長 申しわけないのですが、ほかの条約とかいろいろな法令に関連するものでございますので、庁内関係部局と一緒に検討させていただきたいと思います。

○當山眞市委員長 ほかに質疑はございますか。

(「質議なし」と呼ぶ者あり)

○當山眞市委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れかえ)

○當山眞市委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成21年第194号の2の審査を行います。

ただいまの陳情1件について、企業局長の説明を求めます。なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実のみについて説明をお願いします。

宮城嗣三企業局長。

○宮城嗣三企業局長 それでは、企業局所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。企業局関連の陳情は、継続1件となっております。陳情平成21年第194号の2平成21年度中城湾港振興地区振興に関する陳情の記の5工業用水料金の設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略いたします。以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當山真市委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することのないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序、方法について協議。委員長が動議の提出方法について説明を行った。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 乙第22号沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例について審査が行われましたが、土木委員会において現場等の確認が必要であると思いますので、継続審査を申し立てたいと思います。

お取り計らいをお願いいたします。

○**當山真市委員長** ただいま乙第22号議案に対し、照屋大河委員から継続審査の動議の提出があります。

本動議は先決性があります。

よって、この際、乙第22号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、乙第22号議案を継続審査とすることについて協議した結果、  
継続審査することで意見の一致を見た。)

○**當山真市委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

乙第22号議案につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、乙第23号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この手数料の決め方が適正ではない。だから、これには賛成できない。特に県民所得が低い中で、各都道府県並みに徴収するというのはちょっと過酷だということで、これについては反対です。

○**當山真市委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第23号議案建築基準法施行条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**當山真市委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第32号議案訴えの提起についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** この件については、非常に深刻な事態を生み出しています。特に、失業者やホームレスがふえる状況の中で、自殺者も400人を超すような状況になっており、最低限県営住宅というものは、憲法第25条の理念に基づくものということを考えれば、余りにも機械的過ぎる。相当悪質なものであればわかるけれど、今は生活困窮者でも滞納者をすぐに追い出すような状況になっていますので、これはそういう意味では憲法第25条にもとる、それから公営住宅法の理念にも反するので、この議案については反対します。

○**當山真市委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第32号議案訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。  
なお、挙手しない者はこれを否とみなします。  
お諮りいたします。  
本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○**當山眞市委員長** 挙手多数であります。  
よって、乙第32号議案は可決されました。  
次に、乙第35号議案県道の路線の認定及び廃止についてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、乙第35号議案は可決されました。  
これより陳情等の採決を行います。  
陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當山眞市委員長** 再開いたします。  
お諮りいたします。  
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山眞市委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。  
先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した議案1件及び陳情

36件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し入れたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當山真市委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當山真市